

第9目(6月22日)

議長(駒形正博君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただ今の出席議員数は40名であります。これから本日の会議を開きます。なお、牛木茂雄君、法事のため欠席。井上忠夫君、入院のため欠席。岡村松二郎君、家事都合のより10時まで遅刻。大平修平君、通院のため午前中欠席。山田環境課長、病気療養のため欠席。なお、佐藤課長補佐が代理出席をしております。

(午前9時29分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位20番、議席番号10番・岩野松君の質問を許します。

岩野松君 おはようございます。今日は少し涼しいかと思いますが、一生懸命やりたいと思います。よろしく願います。通告どおり3点いたします。

1 遺伝子組み換え稲の中止を求める

最初は遺伝子組み換え稲の中止を求める質問です。なぜこのコシヒカリの米どころ新潟県で行われたのかというのが、一番私には憤りのひとつであります。遺伝子組み換え食品、農産物の研究・開発は今本当に盛んであります。日本人の常食の稲にまで手が伸びた、という思いであります。遺伝子組み換え食品には安全性や人体への影響などはまだはっきり解明されておらず、とても不安で私自身は口に入れたくないと思っているひとりであります。今回の実験は1993年独立行政法人農業生物資源研究所という昔の国の機関であります。つくば市にあります。そこで研究がされていまして。そして2002年、上越市にある北陸研究センターで温室実験を経て、今年の5月31日、反対者の見守るなか、屋外圃場栽培実験の田植えが行われたわけであります。

現在、遺伝子組み換え農産物ということで、一番代表なのは農薬と種子会社であるアメリカのモンサント会社が一生涯懸命であります。ここは特に農薬に強い食品、大豆やとうもろこし等が代表ですけれども、等の開発は皆さん周知のとおりだと思います。遺伝子組み換え稲の開発は現在3つのグループに分けられており、1つは除草剤に強い稲を作る。これがモンサント社が一生涯やっており、愛知県と共同開発しましたが、平成14年の12月の県議会において、今までの6年間の研究の終了をして、これを商品化しないということが決議もされ、会社からもそういう、その商品化は行わないということで撤退いたしました。これには市民、県民58万筆の反対署名があったと聞いております。

2つ目は日本の民間企業の開発です。しかし、今現在消費者にはこの組み換え食品を食べたくないという人が多いです。その上に米は国と地方自治体、農協のスクラムが硬く民間参入しにくいということで、日本国内では躊躇している会社が多いと聞いて、あまり今、活発ではありません。

3つ目は国や地方自治体による開発です。現在はこの国の機関だったところが一番熱心であり、しかも税金を投入してするために、採算無視でも研究が進められる利点があります。北海道や岩手県、茨城県で実用化を目指して、野外実験が行われています。しかし岩手県で

も40万筆の反対署名があり、1年で中止され、北海道も条例を作って防衛していると聞いています。この上越市の研究センターは、茨城県の独立法人の傘下にあります。私はそれでこのコシヒカリ王国新潟県にも、そういう手が伸びたのかなというふうに推察しておりますが、どうなんでしょうか。

2つ目のこの新潟県では、地震や豪雪等で経済が非常に疲弊しています。そしてこの遺伝子組み換えが新潟県でも行われたということによる風評被害も非常に気になるところです。遺伝子組み換えの農産物は有機農産物の指定にはなりません。野外圃場栽培だと言っても交雑の恐れは否めません。

今年の4月12日、参議院の農林水産委員会で日本共産党の紙智子議員が、遺伝子組み換え稲の質問をしています。「農水省は都道府県に対して組み換えの情報があつた場合、周辺の地域や住民の理解を得ることと、交雑、混入防止の措置を取ることと言っているけれども、届出義務はない。それをどうやって住民の理解や交雑防止を徹底するのか。そしてそれは法的拘束力もない。これで実行性のある措置が取れるのか」と質問しています。そしていろいろやり取りした後、最終的に「周辺の農家の方々を含め、住民の方々の理解を得ることを一番大事にして、私どもは指導に当たってまいりたいと考えている」と執行部は答弁をしております。その前でも何回もこういうことは言っているんですけども、そういうふうに答えております。

それで今回のことでは県知事も記者会見をしています。内容「風評被害も含めて住民のコンセンサスが必要である。それができない中でこの今回の強行はいかがなものか。」5月25日でした。また上越市長も翌日、「市は遺伝子組み換え作物に関する研究や技術の蓄積が海外からの遺伝子組み換え作物の品質を監視、検証し、国民の食を守るための知識や海外企業の穀物戦略に対抗しうる技術力を養うという研究の重要性は、市長は理解する」と言っています。「しかし、不安の声もあることから、まずは農業者や消費者の皆さんに対する説明責任を十分果たしていただくことが何よりも重要だと考え、今回のこの研究に際して目的、特徴、経過等について、市民や農業者、消費者の皆さんからより深い理解をいただくために、十分かつわかりやすい説明を行っていただくよう、私は5月16日に北陸研究センターに対して強く要望した」と。これは5月の25日の記者会見でそういうふうに報道しています。そしてその6月の上越市の市議会の一般質問に答え、「そういうことがその説明がなかった。遺憾である」と質問者に対して答えているということが、6月15日の日報に報道されました。それで上越市、当事者にお聞きしましたら、そのとおりで5月16日以降、市長に対しても、それから市に対してどんなコンタクトがあつたのか、具体的に説明して下さいと言われたら、何もなかったということだったそうです。

遺伝子組み換えには賛否両論があります。6月16日の日報には大きく報道されました。その報道でも現時点では安全性、環境への影響に関するデータが極めて不十分で、消費者が不安になるのは当たり前と言っています。実は私にこのことを提供してくれた方も農業者ではなくて、全くの純粋の消費者で、マスコミ報道がされる数日前でしたけれども、自然食品

を食べる、そういう人たちからの口コミで言われて、お願いできませんか、ということが私は残念ながら一番最初聞いた話でした。消費者の意識調査でも遺伝子組み換え食品には65パーセントが不安。不安を感じないは10パーセントだということです。

私ども日本共産党議員団は市長、そして及び魚沼みなみにも、この遺伝子組み換え稲の田植え中止の要望をいたしました。市長、忙しいなか議会中は本当にありがとうございました。県にも出向き、対策をとということでしたので、その見解をお聞かせ下さい。魚沼みなみにも申し入れました。しかしここは反対表明をしていました。しかし単協だけするのは弱いので、魚沼全体の問題にするべく月末に常任総会があるので、そこで提起したいというお話でございました。

この間植えられたのは、聞くところによると、穂が出るというか、花が咲く前に取るんだそうです。しかし、6月、もう一度田植えをしようとしています。今のところ、現地にもお聞きしましたが、いつするという発表はないそうです。これを絶対植えさせてはならないのです。ここの自治体ではもちろん、県全体の運動で、愛知県や岩手県のように止めさせようではありませんか。そういう方向に持って行けることをぜひ考えていただきたいと思っております。

2 インフルエンザ予防注射、乳幼児にも高齢者なみの補助を

2番目のインフルエンザ予防注射、乳幼児にも高齢者なみの補助を、というまた簡単な話です。しかし私の学のないところで専門家にお聞きしましたら、乳幼児の乳というか、6ヶ月未満は、医師はインフルエンザの予防注射はしないそうです。そういう意味では「幼児にも」というふうに書き換えさせていただきたいと思います。そしてこれは希望者へということでございます。現在、高齢者にはインフルエンザ予防注射1,000円の個人負担で接種することができます。しかし風邪をひきやすい幼児への補助はありません。実はある高齢者の方から、私の家にも孫がいるけど、家の孫は毎年注射をするからあまり風邪が大事にならないでいいんだけど、外孫は4人もいるから大変なので注射をしてない。この間は本当に大熱が出てひどい思いをした。ということが聞かされまして、ぜひ子供たちへも補助するのは当然なんじゃないかと。我々年寄りには自分の分だけを出せばいいけど、この若い世代、親世代は家の子に言えば4人だし、何人分も一度に出さなきゃならない。大変なんだよ。というふうに聞かされまして、その方に直にお聞きしました。一人3,500円から医者によっていろいろだそうです。この負担は4人の子供の分を一度に1万数千円も払うんですが、その出費は我が家にはできない。補助があればもちろんさせたいと思う。と言っていました。そしてたらもう一人4人の子持ちの方でちょうど知ってる方がいましたので聞きましたら、私の家は数ヶ月前からそのために別にとっておく。貯金をしておいて、そして対応している。家はそうやって頑張っているけれども、でも補助があればありがたいですね、と言っておりました。

市長は子育て支援に意欲を燃やし、所信表明でも子育て支援の充実化を謳っている。今後、課を設けるとも言っています。ぜひそういう意味で意気込みを示して欲しいですし、今まで

何人かの方が子育て支援に対しての要望もありました。この要求は本当に具体的でそんなに大きな額がかかるのではないんじゃないかとも思いますので、ぜひ実現の方向でよろしくお願ひします。

3 世界に誇れる憲法第9条、改悪してはならない

3つ目は、世界に誇れる憲法9条を改悪してはならないという思いです。戦後60年。一人の戦死者も出していない日本は、憲法9条のおかげと私は思っております。再び戦争していいですか。戦争する国になっていいですかと言うと、ほとんどの人はいいえ、いいえ、ノー、ノー、と答えます。しかし集団的自衛権くらいないと困るとか、この紛争が絶えない世界の現状に9条は合わなくなった。また国際貢献をする意思を明確にするには9条を書き換えなきゃならない等、自民党をはじめ改憲論者はこういう主張をしています。

時は2001年5月22日、参議院の予算委員会で田中真紀子外務大臣に筆坂秀世議員が質問しました、このことで。集団的自衛権ということで軍事行動を起こした例は旧ソ連とアメリカであるが、その具体的例は何ですかという質問をしたら、旧ソ連は1968年のチェコスロバキア、そして1979年のアフガニスタン戦争である。アメリカはいわゆるベトナム戦争です。そして加えてNATOやこういう軍事契約してあるリオ条約等では例がありませんと答えていますが、NATOはやったんじゃないかと思っています。集団的自衛権行使とは、いずれもこういう超大国が国際的に非難されるような軍事行動を起こす、その口実に使うということではないでしょうか。

また憲法に対しては、占領下に作られた押し付け憲法だとも言われています。連合国の示すポツダム宣言を日本が受諾することで戦争が終わるわけです。そのポツダム宣言を日本が受諾したんですから、その中身については民主主義の日本の確立、言論、宗教、及び思想の自由、基本的人権の尊重、そしてもうひとつ核心は、平和な日本を確立することでした。それに向かって、海外に向かって責任を果たすということでございました。それに基づいて憲法は作られたのです。そしてその当時の国民の世論の調査を見ますと、憲法に戦争放棄条項を必要とするか、70パーセント。自衛権の行使規制が必要かには、必要ない80パーセントという調査結果が残っています。しかしそのときの政府は平和と民主主義の基調とする憲法草案が作れず、占領軍の最高司令部からの草案を基にして作業をして作られたと言われています。このことを押し付け憲法と言うのでしょうか。しかし私は平和と民主主義を求め世界と日本の国民の水準に、そのときの政府が到達していなかっただけではないかというふうに考えたいと思います。

また1945年、ベトナムのハノイでホーチミンが独立宣言をしましたが、その後アメリカに悩まされるわけですが、そのときの宣言には、全ての人間は平等につくられ、造物主によって一定の奪い難い権利が付与され、そのなかに生命、自由、及び幸福の追加が含まれるということを言いました。この言葉は1776年の米国、アメリカの独立宣言から引用したと言われています。そしてその2年後のフランスでも人権宣言がされました。しかし200年以上の今日でもそれは輝いております。200年前にこういうことが言われたとき

には、突然異変のようなものだったかも知れません。しかしそれは人類にとって否定できない真理だったが故に、諸国民の戦いの高揚の中で世界に広がり、人権は社会権や経済権までを加えて、国際人権規約にまで結実いたしました。

日本の憲法9条もそれと同じ価値を持つものではないでしょうか。戦力まで持たないことをまで規定した9条は、今の世界の憲法からすると異質というか、合わないと言うかも知れません。しかし、命を奪う戦争をなくしたいということはかつて人権を認めて欲しいという願いと同じように、世界の共通のものでもあります。命を奪う武器をなんとかしてくれ。毎年何十万人もの人が殺される紛争地域の人たちには切実な願いではないでしょうか。

日本の憲法が60年も変わらないのはおかしいという議論があります。しかしアメリカとこのフランスの人権宣言、200年以上も変わらぬ理想であり続けました。2つのこの宣言が世界の人々の現実の目標になるには長い年月がかかりましたけれども、日本の憲法9条も今は世界の目標になっています。1999年、世界100カ国からの民主団体やNGOのハーグ平和アピール会議では、各国議会は日本国憲法9条のような政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきであるということが決められました。市民団体とはいえ、憲法9条の重要性が国際的に初めて確認されたと言われています。そしてその翌年の国連のミレニアムサミットでも、日本の憲法9条に規定されている戦争放棄原則を全ての国々が自国の憲法のなかに採用するというこの提案も取り上げられました。そういう世界の各国がそういうとき、なったとき、日本に9条をなくすなどということがあってはならない、国民の選択肢であってはならないと思っております。9条を守り、9条を活かした日本をつくり、戦争のない21世紀を築くことは、あの先の大戦で亡くなった300万人の日本人、2,000万人からのアジアの人々への日本の責務ではないでしょうか。21世紀に残すべき我々の財産だと思っております。

昨年、憲法が危ないということで6月に戦争体験をした人たち9人の識者の提案で、9条の会が設立されました。4月現在、全国で2,000以上にもなっていると聞いております。この憲法9条、今こそという、これでございます。ここにしている人は作家の大江健三郎さんとか、憲法研究者の奥平康弘さん、井上ひさしさん、三木武夫夫人の三木睦子さん、澤地久枝さん、小田実さん等9人の人たちです。この後ろには2千数万人の人たちが応援していると言われております。また今年は2年目ということで、また6月には憲法を共に考えようと、さらに今まで名前を連ねなかった9名の方々が様々な思想、信条、政治的立場の異なった人たちが、さらに幅広い運動の輪を作ることを目指しますということで、声を上げています。金閣寺や銀閣寺の有馬頼底住職さんとか、湯川秀樹夫人のスミさん、それから経済同友会の品川正治さん、伏見康治さん、この方は元学術会議の議長です。岸田今日子さんもおられますが、憲法に対しての思いは識者のなかには本当に危機を感じているというふうに私は感じております。

新潟県でも今年の5月3日の憲法記念日に9条の会を立ち上げることができました。そこには歴代の弁護士会の会長さんや、仏教会やキリスト教会の中心的な人たちの宗教者、また大

学の学長さんとか元、現の教授さん等がおられます。この南魚沼市でも準備会で進めています。実は12月の閣議員の憲法に対する質問に対して、市長の答弁が私にはちょっと歯切れが悪く聞こえたので、特に9条は、私は絶対になくしちゃならないという思いもありますので、そこに絞って市長の見解を聞かせていただきたく質問いたしました。よろしく願いします。

市長 おはようございます。一日またよろしく願い申し上げます。

1 遺伝子組み換え稲の中止を求める

岩野議員の質問にお答えをいたします。遺伝子組み換え稲の中止を求めるというこの見解ではありますが、これは今、議員がおっしゃったように、それぞれの経過はもう議員がおっしゃっていますので、特に私の方からは申し上げませんが、やはり一番私たちが危惧するのは、議員がおっしゃったように、その風評被害的な部分が出てきやしないかということが一番心配であります。消費者の皆さん方の拒否反応も相当今、高いわけであります。この魚沼コシヒカリ、なぜこの・・・「新たなコシヒカリ」というのを今年から全部作付けをしているわけですけれども、その元年にこういうまた遺伝子組み換え的な部分をなぜやったのかという、このへんが非常に私ども理解に苦しむわけであります。私が単独でも、とは思いますが、やはりこういう場合は市長会等を通じて、その中止、あるいはこれからなし崩し的にそういうことが行われては困るという、その部分はきちんと表明をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 インフルエンザ予防注射、乳幼児にも高齢者なみの補助を

インフルエンザの件であります。これはちょっと法律的な部分もありますので、若干答弁が長くなります。市町村が行うこの予防接種、これは予防接種法の定めによって、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するということで実施をされているわけです。その法律の中では、その発生及び蔓延を予防する目的の1類、これはジフテリアだとか百日咳とか急性灰白髄炎とか麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、この7疾病だそうであります。個人の発病、またはその重症化を防止し、併せて蔓延の予防に資する目的の2類。これはインフルエンザ。この2つに分けられております。平成13年の予防接種法改正によってインフルエンザは2類疾病に分類された。2類疾病ということは、この個人の予防目的に比重を置いた疾病であります。個人の発病、重症化防止、及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る必要がある疾病はこのことを言うということであり。ちょっと面倒な言い回しです。

この接種は主に、この2類の部分ですが、主に個人予防目的のために行うものであることから、対象者には1類疾病と違って受けるよう努める義務は課されておられない。対象者が希望する場合のみに接種を行う。これはこういうことです。当然今、そうしているわけであり。対象者はこれは予防接種法施行令によりまして、インフルエンザの定期の予防接種を受ける者は、(1)65歳以上の者。それから60歳以上65歳未満であっても、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの

して厚生労働省令に定められたものと、こういうことになっております。

それで、昔は児童生徒を対象として実施してきました、インフルエンザ。接種率が80パーセントくらいあっても学童のインフルエンザ流行は阻止できなかった。そういう経過がございます。それで平成6年の改正で、任意接種のワクチンとして位置づけられております。今度は平成13年の改正では、ハイリスク者である高齢者を対象とする疾患というふうにまた位置づけられた。これは日本の中では何か児童への接種が積極的に行われたことはないそうでありまして、データも極めて少ない。一般的には3歳未満児には勧められていないという、今、状況であります。児童は既存の免疫がないわけでありまして、インフルエンザ感染に伴う脳炎、脳症の発生が5歳未満では非常に高い。こういうことから予防接種によるその予防接種は要はその菌を入れるわけでありまして、そういう発生の可能性も排除ができない。

財政面でちょっと申し上げますが、たいしたことはないというお話をさっきされましたが、非常にたいしたことありまして、65歳以上の対象者が今、1万人ほどおります。接種率が65パーセント前後だそうでありまして、こうなりますと自己負担が1,050円。公費負担が3,432円。これをざっとやりますと、2,200万円の経費が必要になっているという、高齢者のインフルエンザの予防接種に対する。

乳幼児に対するインフルエンザ予防接種は2回接種だそうでありまして、一般的に合計で5,000円程度であります。この市町村長の行う予防接種は法律での接種でありまして、医学的知見による安全性が確認されなければ、とても行えるものではない。日本脳炎の勧奨中止のように副反応、これらの問題もまだある。

そういうことで補助金を出して接種を勧奨することは、やっぱり適当でないということでありまして、結論はそういうことでありまして、ですので、補助金を出してまで市町村が、市町村長が、そのインフルエンザの予防接種を勧めるという段階にはないということを一とつご理解をいただきたいと思っております。

3 世界に誇れる憲法第9条、改悪してはならない

憲法9条の問題であります。以前、関 忠良議員にお答えしたとき、私は憲法9条とて金科玉条ではないと。時代の背景、それらによって。戦争をするように変えていくなんてことはもちろんあってはならないわけですが、今やはりいろいろ問題がありますけれども、この解釈が非常に難しい。いろいろの解釈の仕方をやっているわけでありまして、一番国の基本的な問題であるその防衛という部分について、政党間でこれだけどうも解釈が割れているというのは、ちょっと私どもにとっては喜ばしいことではありません。ただ、どこの政党であっても、例えば9条を改正をしようという皆さんであっても、戦争を容認するとか、戦争を勧奨するとかなんていう立場で憲法9条を改正するということは絶対言っていないと思います。要は専守防衛、それから今、国際社会の中で日本が求められている立場、あるいは果たさなければならぬ立場、役割。これらをそれぞれ勘案したときに、日本だけが例えばこの憲法9条という部分で、金銭面だけでその支援とか、そういうことでいいのか

という、そういう議論もまたあることは事実であります。今、イラクの方にも、サマワですか、派遣されているわけですが、一切戦闘行為は当然行っていなわけありますし、私は専守防衛的な部分、やはりこれは日本のなかになければ、今、北朝鮮では皆さん方もご存知のように、ノドンとかテポドンとかといひまして、これは一発発射されれば日本はどうなるかと。これをやっぱり守るのは、自分たちの国で守らなければならぬわけですから、そういう面で戦力という部分でなくて、今の自衛隊的な部分は当然、私は保持して然るべきというふうに思っております。

この9条につきましては、議員今、おっしゃったように非常に、何て言いますか、高邁(こうまい)な議論と言いますか、そういうことでありますから、非常にわかりづらい。解釈もいろいろに分かれるということ自体がわかりづらいということですから。これをすきっとするなんてことは、私はいいことだと思います。ただ、今、再度申し上げますけれども、これを改正をして、戦争ができるんだとか、そういうことになっては絶対ならない。その思いだけであります。ですからどういう文言に変わるのか私はわかりませんが、一切これを変えてはならないということではないと。改めて申し上げますけれども、憲法であっても、憲法9条であっても、未来永劫そのことが、それを変えてはならないということにはならんと、その時々。やはりどこの国でも確かそうだと思うんです。憲法ができた、もうこれは一切不変のものだということにはならんとするわけですから。時代背景もいろいろありますから。ですからそういう意味で憲法の見直しも含めた議論が行われているのは、私は正しい姿だと思っています。その程度のことによろしいでしょうか。国会議員でもなったらもうちょっと踏み込んだ発言もできるような気がします。私としては戦争を再びしてはならないということだけは、本当に心の底からそういうふうに痛感しておりますので、よろしく願いいたします。

岩野 松君 1 遺伝子組み換え稲の中止を求める

遺伝子組み換え稲に対して、市長会を通じてということでございました。確かにここにおいては、上越市で行われたのだから風評被害くらいかなという思いはありますけれども、やはり新潟県全体の問題だと思っております。実は昨日、賛否両論者による新潟でシンポジウムが行われました。その中身をちょっと行ってきた方にお聞きしたんですが、今、植えるのも200メートル離れているから大丈夫だと、交雑の心配はないという言い方をされたそうですけれども、風が吹くんですね、自然界というのは、そしてほんのそよ風でも900メートル飛び、5メートルでは1.5キロくらいまで飛ぶんだそうです。そういう意味では、それが繰り返されて知らないでいるうちにはなると。そしてこの5月31日に植えられたのは、一応取るんだそうです。花が咲く前に。そしてもう一度植えると。それは実を結実させるんだという言い方をしています。そしてその時間差があるので、花の交雑する時期を逃しているので大丈夫だとか、それから実にまではいかないで、葉緑素の部分にしかその遺伝子組み換えの部分が出現しないんだとか、と執行者は言っているそうですけれども。農業の方はやっぱり玄米のときは青いところもありますし、そうすればいくら食べる米は白くても危険

性はあるし。玄米を食べる人にとってはどうなるかわからないという危険性もあります。

それで風評被害に関しては、皆さんがよくご存知ないからなので、説明を丁寧にしたい、という言い方を執行部、研究側はしたそうですけれども。しかしやはりいろんな意味で風評被害というのは抑えることもできませんので、私は新潟県からこういうことをしないよう、ぜひやっていきたいというふうに思っております。ですのでもう一度その市長会だけでなく、市長自身も絶対反対なのかどうかということ、すみませんがお聞かせください。

2 インフルエンザ予防注射、乳幼児にも高齢者なみの補助を

インフルエンザに関してはもう一度私も研究してみます。

3 世界に誇れる憲法第9条、改悪してはならない

憲法についてですけれども、いろいろ憲法改正をしている国たくさんあります。ありますけれども、俗に戦争放棄を謳っているのを覆すなんてことをすることはないとはいえますけれども、特に2項の問題に言葉を加えたり、それとも削ることによって、自衛隊が比較的自由に出れるようになる。今は、小泉首相は戦争する場所ではないからということで自衛隊をサマワに派遣しているんですけれども、そういう口実がいらなくなるようにする。そうするとどんどん出て行くのではないかなという危惧も私にはあります。そういう意味でやはりここは堅持する、という立場に立ちたいんですけど、もう一度お聞かせ下さい。

市長 1 遺伝子組み換え稲の中止を求める

この遺伝子組み換え稲のことについて、私も賛成をするなんていう気持ちには全くなれませんので、市長会でそのことを申し上げるということは、明確にそれは私も反対だということとあります。中止をしていただきたい、そういうこととあります。やっぱりきちんとした万人が安全性をきちんと理解して確認して、ということであれば、これはまた別ですけど、今はまだそういうところに至っていない。そしておっしゃったように、私どもが今、一番恐れるのはその風評被害的なものでありまして、その辺も含めてきちんと対応していただきたいし、今、どうしてもやらなきゃならないということだったら、どこか密閉した中でやってもらえば、それはまたそれでいいかと思うんですけども。やっぱり自然圃場に出すというのは非常にまだ問題があるという考え方です。

3 世界に誇れる憲法第9条、改悪してはならない

憲法9条であります、どういうふうに答えればいいんでしょうか。今ほど申し上げましたように、この条文をですね、憲法第9条、1、2とありますが、これを一言一句変えるなということは、私は、何て言いますか、そこまでやる必要はない。戦争をとにかく起こす、戦争に参加する、戦争を起こす、そういうことだけはきちんとやっぱりこの中で、してはならないということを謳っていただかなければなりません、国際的な日本におけるその立場、あるいは日本が果たさなければならない役割と、これはもう昔とは飛躍的に違っておりますので、そういう面でやっぱり国際的な中で、日本の果たす役割というのはどういうものがあるか。そのなかに例えば、私が今、イラクのサマワに言っているのがばかいいとかという話ではありませんが、そういう支援的な部分とか、人道的な支援、そういうことにも全部き

ちりと枠がはめられて、もう絶対海外にもそれは自衛隊が例えば出せないんだなんていうことを議論されるようなことでない、もっと明確に、何て言いますか、この条文見ただけで誰でも解ると。いろいろお互い議論を交わす余地がないというくらいな明確な条文にしてもらえばいいなということです。それからそのなかに、戦争は絶対起こしてはならないし、してはならないと、それは謳ってもらって結構ですが、その専守防衛に当たるその自衛隊のそういう部分にまで、この中でいろいろ議論されてるわけですけども。やはり国を守るということがきちんとなければ、今の社会ではとてもとても通用しないという考え方を私は持っておりますので、そんなところでご理解をいただければと思っております。ですから不変ではないという思いであります。

岩野 松君 終わります。

議 長 以上で10番、岩野松君の質問を終わります。

質問順位21番、議席番号23番・森山幸子君の質問を許します。

森山幸子君 3点通告しておりましたので、一般質問をさせていただきます。

1 A E D (自動体外式除細動器) の設置・普及促進を

一番最初にA E Dの設置・普及の促進についてでございます。日本名では非常に長い名前がついているようでございますが、A E Dは心臓突然死を未然に防止する手軽な救命機器であります。操作も簡単で安全性も高いところから欧米では空港とか駅、または競技場、学校と公共施設等、人が多く集まる場所に公衆電話が置いてあるように普及をして、そして救命率の向上に繋がっていると言われております。日本でも早い普及をとという地元の声、また現地の声がありました。今までは医療従事者しかこれは使用することができませんでした。ところがA E Dが昨年7月、一般の市民にも解禁になりました。心肺停止者にA E Dを使って自動的に電気ショックを与え、救命する。迅速で的確な応急処置が可能になっております。操作方法は非常に簡単で電源を入れ、電極を患者の胸に貼り付けると、心臓停止状態かどうか自動的に判断する。ですので、誤って誤作動を起こすことはない。音声の案内にしたがいまして、電気ショックのボタンを押すだけというものであります。大きさは約30センチ四方、厚さが10センチくらい、箱型タイプで重さは3キロと非常に軽量のために持ち運びが便利ですし、これが特徴になっております。

心肺停止時は処置が早ければ早いほど救命率が高いわけでありまして、救命救急士が到着するまでの応急手当に非常に威力を発揮しております。今まで高規格救急車にしか搭載されていまして、心筋梗塞だとか不整脈だとか、1分経過する毎に約10パーセントずつ救命率が低下すると言われております。A E Dによる一刻も早い処置、また生存率の向上、社会復帰に大きく貢献できるものだと思っております。特に公共施設や大規模集客施設には優先して設置してもらいたいと思っております。

また一人でも多くの人命を救えるようにA E Dを使用できる人を確保するためにも、昨年10月、消防署でももちろん導入されておりまして、救急の講習会も行っておりますけれども、もっともっとそのPRすべきだと思っております。市ではこのA E Dの設置計画、及び

組織的な救命講習会の予定が検討されたとか、あるいはまた計画されておるのかどうかお伺いをしてみたいと思っています。

2 母子家庭の自立支援を強力に

2番目ですが、母子家庭の自立支援についてでございます。ほぼ5年毎に実施している全国母子世帯調査というものがございます。2003年では今、123万世帯で前回よりも28.3パーセント増加しています。母親の就業率は83パーセントと言われておりますけれども、雇用形態では常用雇用が39.2パーセント。臨時、パートが49パーセントとここ数年間で常用雇用と臨時とパートの割合が逆転しました。母子家庭を取り巻く環境というのが非常に厳しいものになっております。平均年収は212万円。離婚してから養育費を受けている世帯の割合も40.8パーセントから17.7パーセントと低下をしています。

手当て中心の支援から就業、自立に向けた総合的な支援へと政策転換が成されました。子育て生活支援、就業支援、養育費確保、経済支援の4つの柱の中でも、特に自立するための就業支援が最も大事であるという観点から、平成15年に新たに4つの事業が設けられております。ひとつは相談や情報提供などを行う、母子家庭と就業自立支援センター事業であります。2つ目は教育訓練講座の受講料の一部を支給する、自立支援教育訓練給付金事業。3つ目、専門的な資格を取得するために2年以上養成期間で就学する場合に生活費の負担を軽減する、高等技能訓練促進費事業。4つ目が新規にパートで雇用し、常用雇用に転換した事業主に対して奨励金を支給する、常用雇用転換奨励金事業が創設されています。この中身を見ますと、都会型かなという思いもありますけれども、このように国レベルでは就業支援メニューが整いつつあるようですが、実施している自治体は今年の2月の統計によりますと、31.8パーセントと非常にまだまだ実施されていない自治体が多ございます。そこで我が市では、どのような取り組み状況になっているのかお伺いをするところであります。

3 「基本検診・がん検診」メニューの拡大を

3点目、住民検診メニューの拡大をということでございます。市では基本検診を中心としたしまして、住民検診が行われております。基本検診をはじめとしまして、胸部のレントゲン、がん検診では胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がんを実施しています。その他に人間ドックにも助成をしているわけでございます。大腸がんも近年になって追加された項目です。そしてまた乳がん検診ではマンモグラフィも導入していただいております、非常に助かっているところであります。私は前々から、骨の検診、それから前立腺、脳検診の導入を何回か一般質問にもさせていただきました。その都度それなりの理由がありまして、導入できなかった項目でございます。この拡大について今後も無理なのかどうか。導入するご意向があるのかどうかを質問いたします。以上3点でございます。

市長 森山議員の質問にお答えいたします。

1 A E D (自動体外式除細動器) の設置・普及促進を

A E Dのこの設置、普及促進ということでありまして。これも今、森山議員おっしゃっていただいたように非常に手軽に扱えて救命率を上げるということでありまして、この心室細動

発生から1分毎に救命率が7から10パーセント下がるというふうに言われているそうであり、急に心臓が。それをいかに早く救命措置をするかで生死を分けるということでもありますから、この電気ショックで心筋の痙攣を除去するこの電気式除細動、これは最も効果的な方法だと言われております。ご承知のようにこの2004年の7月から救命のためであれば一般市民も使えるように法律が変わったということでもあります。それで今、魚沼消防本部に5台、除細動器があります。そのうちAED機能が付いているのは2台であります。今年2台また追加購入を予定しているということでありまして、これ大体1台40万円から80万円前後だそうであります。月6,000円くらいでレンタルもあると、こういうことだそうでありますので、これから議員おっしゃったように、例えば体育館とか体育施設、そういう部分に設置をちょっと検討していきたいというふうに考えておりますので、またよろしくお願いたします。

この7月・・・これはいいですね。医師法違反とならないという見解を示されたというのは、これは。

2 母子家庭の自立支援を強力に

それから母子家庭の自立支援。これは平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法が改正をされまして、「児童扶養手当中心の支援」から今度は「就業、自立に向けた総合的支援」に転換されたということでもあります。今、市で行っている支援策といたしましては、子育て支援的な部分で保育園の優先入園、それから市営住宅への優先入居。経済的支援といたしましては、児童扶養手当の支給、県の母子寡婦福祉の貸付金、それから就業支援としては、これは市で独自のことはやっておりません。新潟県で新潟ユニゾンプラザ内にオープンしているこの新潟県母子家庭就業自立支援センターがありますが、これはとても私どもがここからそこへ行って利用できるということではありませんので、今後市といたしまして、必要な技術の習得に対する支援、それから企業に対しての積極的に雇用するような働きかけ。

具体的には無料技能習得講座の開設。これはサンティック学園と連携をして、パソコンの技術だとか、ヘルパー養成等、これらを行っていきたい。それから就業相談窓口の開設。これはハローワークとの連携によって、就労支援体制を整える。子育て支援の優良企業表彰というのを考えてはどうかと。母子家庭ということに限らずに少子化対策、そういう面に努力している企業に対して優良企業として広く表彰して皆さんに広報するというような方法もちょっと考えていきたい。それから保育料の「母子家庭型」この算定基準、これをちょっと導入してはどうかということでもあります。これは母子、父子も同じですが、この皆さん方が実家に同居している場合は、家計の主催者の所得に応じた保育料ということで、相当高額な負担が強いられているということでもあります。これを母子父子家庭については収入見込み、収入見込みによって算定をして翌年確定をするというような方法を導入してはどうかと。そういうことによって、同居している場合にこれは限りますけれども、保育料もある程度下げられるのではないかと。

トータル的に 以前の質問にも一緒に答えておりますが、この子育て支援部分はトータ

的にやりますし、この母子父子家庭のこの自立支援。これもやはり同じことであるので、子育て支援課の設置の中でいろいろな面を全部組み合わせていかなければなりませんので、子育て支援と一緒にトータル的にまた考えて行きたい。具体的にはこういう部分を、そういう母子父子家庭の自立支援というふうに限っては、こういう部分が考えられるのではないかとということでもあります。

3 「基本検診・がん検診」メニューの拡大を

基本検診、がん検診メニューの拡大ということではありますが、前立腺がんの検診については、これは国の通知に基づかない検診だそうでありまして、有効性評価が検討中だそうであります。原則50歳以上の男性を対象として、問診、及び血清中の前立腺特異抗原、PSA検査を行う。費用が2,000円程度でこれは実施できるそうであります。ただ、これはスクリーニング検査ということで、ちょっとこう男性はある程度高齢になりますとほぼこの前立腺肥大という傾向が出てまいりまして、毎年その「要精検」ということになるんだそうです。そうすると今度は直腸診でやってみたらなんともなかったと、そういう繰り返しがあるようでありまして、この部門を基本検診、がん検診メニューに組み込めるかどうか、導入していけるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと。

骨検診であります。旧大和では平成7年から、19歳から69歳の女性のなかから希望者を対象に実施をしております。昨年度では89名が実施をしておるそうであります。六日町は未実施でありました。今年度は全市に対しまして19歳から70歳までの女性を対象に5年に一度ということで先着100名を限度といたしまして、募集中であります。6月20日が締め切りということで、もう締め切りは終わりましたが、これは15日現在で申し込み者は46名であります。半分にちょっと満たないくらい。それからこの検診のPRをもっとしなきゃならないということと、骨粗しょう症を防止する食生活、運動の啓発に努めていきたいというふうに考えております。

脳検診、これも旧大和農協と大和医療福祉センターで組織した健康管理推進協議会で平成10年から、主に認知症予防の観点から「健やか脳の活性化事業」として頭部のMRI検査を実施をしております。昨年度は大和町、旧大和で60歳台の男女を対象に希望者を募り実施しまして、70人枠のところ実績が18人。今年度はまた全市に対して従来と同様に60歳台の男女を対象に自己負担金5,000円をいただいて募集しております。6月17日締め切りということになっております。これ15日現在ですが、50人枠のところ、応募が25人ということでもあります。これはこの実施施設がやっぱり制約をされますので、一般の住民検診のメニューとしてはちょっと適当ではないんじゃないかと。健友館の方でも日帰りドックのオプションメニューで、脳ドックは実施しております。費用が3万1,500円、週2人枠で秋までは予約が満杯だそうであります。この脳検診そのものを基本検診やメニューのなかにとというのはちょっと無理のようでもありますけれども、こういうかたちで徐々に受ける皆さん方の枠を拡大していければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

森山幸子君 1 A E D (自動体外式除細動器) の設置・普及促進を

最初にしましたA E Dの講習会の件です。これご答弁がなかったように思ったのでお願い申し上げます。消防署にも行っていろいろなことお聞きしてまいりました。本当にすごいことだと思いつつも、なかなか普及しないというところに非常に何か問題があるのかなと思いましたが、消防署の方ではまた導入してもらっています。今、救急車は何台あるのでしょうか。できましたら救急車、高規格車だけでなく、救急車に全部これ搭載・・・多分搭載するんで5台になったのでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。それから南魚沼の圏域ではもうほとんどなくて、消防署にありまして、この他にガーラ湯沢に、それと塩沢町の個人の開業医の方が備え付けている。そんな程度だということでありました。

本当に身近にこういうものがあつたりすればいいなと思いますし、特にまた学校なんかの場合は水泳だとか野球だとか、こんなこともあつたりするので、いち早くやっぱり。ただ、観光でお客さんを迎える、そういう観光地でもありますので、そういう組織団体を通したりしてのそちらのP Rも非常に大事ではないかなと思っていますので、この普通救命の講習会を平成12年の年に一般質問して、職員の皆さんには全員受講していただいたと思っています。そういうことでまたこういうメニューが加わりましたので、やっぱり特別な講習会を設けて大勢の人にやっぱり受講してもらった方がいいのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。それからじゃあ後はいろいろ確認しましたので、じゃあその1点だけお願いいたします。

市 長 1 A E D (自動体外式除細動器) の設置・普及促進を

大変失礼いたしました。この講習会につきましては、消防署担当課の保健課と連絡を取り合って、どういうかたちでやればいいのか、その辺がちょっと問題になるわけですので、よりよい方法を考えていきたいというふうに思っております。

救急車が何台あるかというのはちょっとわかりませんが、今、5台の除細動器が、これで全ての各救急車に全部装備してあるということです。それで今年また2台このA E Dですか、これを追加購入の予定ですので、その自動的な部分を追加購入していくのか、また台数を増やすのかというのはちょっと私が精査しておりませんが、救急車、当然高規格の救急車とかには全部付いてありますが、救急車には一応全部搭載するというということだというふうに認識しておりますので、今年の2台でそれは完了するのではないかなという気がしておりますが、また詳しいことは後ほど答弁させていただきます。

森山幸子君 終わります。

議 長 以上で23番、森山幸子君の質問を終わります。

議 長 休憩をします。10時50分まで休憩をします。

(午前10時31分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時50分)

議長 23番議員の答弁の補足の申し出がありますので、これを許します。

市長 1 AED（自動体外式除細動器）の設置・普及促進を

森山議員に先程、救急車の台数等について答弁を保留しておりましたが、お知らせを申し上げます。今、魚沼消防本部には本署に2台、湯沢分署に2台、大和分署に1台、計5台の救急車が配備をされております。そのすべてに除細動器がついているわけですが、一般の方もすぐ使用できるというやつが2台、それから専門、やっぱり救急救命士等の皆さんが使うというか、その専門的な部分が3台で5台であります。これはまあすべてついているわけですが、この専門的な部分が、機器が製造中止になっているようでありまして、それを徐々に今度はその一般にも使用できる、今の簡単なやつにですね、それに振り替えていこうということで、今年2台を入れるということだそうであります。また来年1台入れれば、救急車には全て、一般の皆さんも使用できる簡易式な部分が全部装備をされるということだそうでありますので、よろしく願いいたします。

議長 一般質問を続けます。

議長 質問順位22番、議席番号13番・関進君の質問を許します。

関進君 2010年問題について

質問を許されましたので質問をいたします。3日目ですので、できるだけ端的に質問をいたしたいと思えます。

2010年問題、この言葉が囁かれてからかなり経つわけですが、先日、これに関係の人たちが寄って、どうするかということで会議があったそうですので、一番私はその参加した人たちの雰囲気を知りたくて今日は一般質問をしたわけですが、その前に私の質問は何か今までの人たちと違って、あまり調査もしていないし、自分の予測と今までの経験で質問をさせてもらいますので、もしかしたら、間違っていた事があつたらお許し願いたいのですが。

人の流れが変わるといふところは非常に経済が変わるといふことを痛切に感じたのがありますので、今日質問させてもらいます。長野オリンピックにあわせて上信道、長野自動車道ができた。これによって上越国境に来るスキー客が激減したというのは皆さんもよくご存知だと思ふのですが、オリンピックが終われば少しはこっちへ来るだろうという予測もあったのですが、全くもう、スキー人口が減るのもそうですけれど、やっぱり人の流れが全く変わってしまったということ。それから、当然人の流れが変わればお金も物も皆向こうへ流れるわけですので、それが2010年問題。大体2010年には上越までぐらいいは新幹線が延びるのではないかと予測されます。大体石川県金沢市までは2026年ですかね、大体延びると。あと10年あるわけですけど、この10年が長いか短いかはまた皆さんのご想像に任せますけれど。

もし長野新幹線が、北陸へ行って石川県金沢までいった時に、この上越沿線、それから新潟県というものはどういうふうになるのかというのを想像すると、私にしてみれば身震いがするくらい危機感を感じるわけです。先日その同盟会の中で皆さんの雰囲気がどうだったかということが一番先に市長さんにお聞きしたいと思えます。私は過去何年かスキー場経営を

やった時に、昭和60年当時は本当に大勢のお客さんが来て、雪のおかげでこんな儲かる商売はないなあと思ったんです。今から3年前でしたかね、あまりお客さんが少ないのでアンケートを取ってみました。当時浦佐国際スキー場ができた時には、私も一所懸命営業で新潟近辺までまわった時に、新潟近辺からも聖籠村辺りからも非常にお客さん来ていただいたんです。ですが3、4年前、一昨年アンケートを取った時には、まず新潟の人というのは全然いないんですよ。いろいろ調べてみたら、磐越道ができたなら三条までのお客さんは全部もう福島県に行ってしまうんです。そうするとこの辺の、浦佐をはじめ、六日町、この辺まで来てくれるスキー客というのは、なかなか関東のお客さんがここまで下って来てくれない、新潟の人は来てくれない、そうすると長岡の本当に、言っては悪いですがお金のない長岡の人たちが来てくれるぐらいで、本当にお金が落ちない。そんなことで、今この上越沿線のスキー観光というのが全くドーナツ現象というか、お客のこない穴場になってしまったということです。

今後これを、ではどうやって戻すかということは私は至難の業だと思うのです。やっぱり長野に高速道路で行った場合に、チェーンを別にトンネルの中で外すこともいらないし、志賀高原一体の軽い雪、私はスキーはろくにできないんですが、長野へ行くと何か上手くなったような気がして、帰って来るとまた全くだめなんですけど。お客さんにしてみればやっぱりより滑りやすい所へ行くわけですので、これをなかなかそのスキー客をこっちへ引き戻すというのは、非常に至難の業だと思います。

だけど何かこの南魚沼市、この魚沼圏域の中にお客を呼び戻す手立てはないかと。その辺が、同盟会の皆さんの雰囲気なりを聞いた上で、また市長さんにいろいろ私の考えていることが、少しでも役に立てばなんて思って今日は質問したわけですが。金沢までもし延びたとなれば、長野にはさっき言ったようにスキー場、善光寺さん。先日私は5月4日、5日で戸隠神社、それから善光寺さんへ行ったのですが、平日でもある程度お客さんはいる。それから今度は上越に出れば、日本海の幸、新潟はあるんですけど日本海の幸。それから富山に行けば立山連峰、これはもう立山連峰は、今、夏場になればすごいお客さんでもう、押すな押すなです。去年も我があれば行ってきたんですけども、人間がいっぱいでどこも見るすべもないぐらい人間がいっぱいです。そして富山県には新潟県には、コシヒカリはブランドとしてはあれですけど、富山のお米は非常に美味しい、水もいい。そのまた向こうに北陸の温泉がある。それから金沢には三大公園の兼六園があるということで、小京都としてなかなか若い人にも人気です。

金沢まで新幹線が延びた時に、この上越新幹線がどうなるのかと。上越新幹線が新潟から佐渡を通じてロシアまで延びればこれはもう万々歳なんですけれど、なかなかそれはちょっと難しい。もう少し新潟にいい大変な政治家がいたとしたら、山形新幹線を、新潟から通してもらうのが一番よかったんですが、それは今になってはもうどうしようもないことなので。なんとかこの上越沿線、それから新潟を今よりも落ち込まないようにするにはどうしたらいいかということで、ひとつ同盟会の雰囲気などをできたら教えていただきたいと思います。

市長 2010年問題について

閣議員にお答えをいたします。この2010年問題であります、大変な危機感をお互いが抱いているわけでありまして、5月23日でありました、上越新幹線活性化同盟会の設立総会ということで新潟に行ってまいりました。この雰囲気、緊張感、危機感、これはどうであったかということでありまして、私の感じるところでは、やはり現実の問題としてこのことがもう浮上してきたということで、やっぱりある意味では非常に危機感をもった大会であったと、大会というか会議であったということでありまして、会長には新潟の篠田市長さんが就任したわけでありまして、私どもも新幹線駅を所有している市だということで、理事、長岡とそれから魚沼市長さんもそうですかね、あと湯沢の町長、それと三条燕で、当時三条はまだ市長さんが不在でありまして、燕の高橋市長さん等が役員といいますか、就任をさせていただいたわけでありまして、この総会の主旨は今後の方向性を確認する、これが目的でありまして、佐渡それから阿賀北、この皆さん方からも運命共同体だということでお出でいただきました。

新潟市で、ご承知のように連続立体交差事業による空港への乗り入れが計画されていますけれども、これがある程度実現をしなければ、非常にもっと厳しい状況になると。これは何とか実現の方向だと思いますけれども、ただ、そこで終わってはいけません、それで終わりということでありまして、今、関さんがおっしゃったように、ロシアや朝鮮半島、あるいは中国、これらに向けて、新幹線を持っていけなんてことはできませんけれども、そういう部分とのなんといいますか交流の拡大。そういうことも含めないと、これはもう簡単に解決はしないということでありまして。

先般、湯沢の駅長さんからお聞きしました。今、湯沢駅では平均1日9,000人の乗降客だそうでありまして。これが北陸新幹線が開通しますと、2,000人になるということでありまして。今9,000人のうちの7,000人がはくたかの利用者。ですので、もう2,000人でありまして、もう壊滅的な。現在149本、上越新幹線の列車本数があるわけでありまして、浦佐はこのまた半分程度しか停まらないわけでありまして。この149本が高崎から今度は相当、減便といいますかね、減らされるということは、今のままであれば自明の理といいますか、本当にわかりきったことでありまして。それからもうひとつは北越北線、これももうはくたかが用をなさなくなるわけでありまして。今、ほくほく線はこのはくたかによって黒字化がなされている。積立金も30億円をちょっと超えたところでありましてけれども、それとて、それを取り崩していけば、すぐもう会社自体が危うくなるということでありまして。この生き残り方法もまた考えていかなければなりません。

それぞれ各市によって抱えている問題は、具体的にはいろいろ違いますけれども、危機感を共有するという点では、本当にひとつになってやっているところでありまして。これから事務担当者を中心として問題点の整理、どういう方策を協議していけばいいのか、これらを実施していこうということになります。私どもの、では南魚沼市としては、まず浦佐駅と、それから、ほくほく線の問題であります。これにどういう対応策を市として考えていく、そ

れをきちんと協議をして立ち上げて、そして同盟会にこれを出し、そして皆さんと一緒に行動していくと、いうことになろうかという。今、具体的にどうすればいいかというのはまだ具体策は出ておりません。これからきちんと協議をするということでもありますけれども。

浦佐駅が今の本数がまた半分になるなんていうことになりますと、もう新幹線駅としての用はなさなくなるということでもありますので、何とかいい方法を考えたいと。その方法を考えるひとつのキーワードは、国際大学であり、北里学園であり。この部分をどうやっていくかということでもあります。今、大和のパーキングエリアに社会実験でインターをやっておりますけれども、おおむね順調で1日平均大体300台前後であります。黒崎が370～380台なんだそうです。新井は230～240台ということで、大和の場合、条件的に見てなんといいですか、非常に利用度が高いというところに今きておりますが、これもどこまで続くのかというのは、ちょっとわかりませんが、何とかこのインターも恒久設置をしていただいて、高速道路と新幹線、これをうまく連結をさせないと、ほんとに困ることになると思っております。具体的なことが今いえなくて申しわけございませんけれども、本当に大きな危機感を抱いて、これから対応していこうということでもありますので、またいろいろご提言がありましたら、よろしくお願いたします。以上であります。

関 進君 2010年問題について

市長さんは危機感を抱いているということなのですが、その会議の中の人たちが・・・市長さんだけが危機感を抱いていても皆さんの雰囲気はどのようであったかというのをひとつ聞いたかったんですが。まあ市長さんが、我が南魚沼市長が危機感を抱いているということは私も少しは安心をしたというか、安心ばかりもしてられない。10年といえば長いようでこれがなかなかもう待たないと思うのですが。私は、六日町さんと合併をして一番先、心に残っているというか、市長さんの言われていた言葉で、南魚沼市のポスターを見せてもらった時に、八海山の八つ峰の写真ですよ、見せてもらった時に、非常に、こんな所が新潟というか魚沼にあったのかと非常に感銘したんですよ。それで私もちょっと昔の写真をやっと探してきたら、こうちょっと写真があるんですけど。（写真を示す）私がいつも自分の所から見る八海山が、越後三山というのが、3つ山があって、これは越後三山でいいなと思って山の写真をとっていたんですけど。本当に越後三山の形なんてのは魚沼にある山の形でもって、魅力というのはそんなになかったんですけども、南魚沼市のポスターを見せてもらった時に、これはなんとかひとつ、ここに人を連れてくるひとつのあれにならないかなと思った時に、これだけをテーマにした例えば写真展をやって、1等入選者には例えばコシヒカリ1年分やるとか、なんとかそのいろんなのをセットにした時に、私はその写真、その八海山の八つ峰をその場所から撮るというのはもうアングルの決まっているんですよ。非常に隠れた財産ではないかと、あの写真を見た時に思ったんで、もしそういうことができればと思っております。

それから、いろんな今まで、昨日、一昨日といろんな人たちの質問の中で、樋口議員さんだったかな、そのやまとぴあというのが質問の中に出たと思うんですけど、実は健康やま

とびあがが始まった時に、私もいろいろ協力させてもらいまして、山菜取りだとかそういうの
に来た人たちを連れて行ったのですけど。私はやっぱりせっかくあれだけの施設があるのだ
から、もっともっと施設を拡充しながら、よそから健康診断に来てもらって、1日は健康診
断、2日目はロープウェイで八海山に連れて行くとか、それから田舎体験をさせるとか、い
ろんなのをセットにした中でもって、もうちょっと民宿、それから町の活性化にならないか
と、いろんなことが考えられるんですが。

それからですね、あと八海山の湧き水、滝谷の水というのが、そこを通るたびに、非常に
汲んでいく人がいるんですよ。これもどなたかが一般質問で出たんですけど、あれもや
っぱり私も数年前から言っているんですけども、商品化できないかとか。みんなそういうの
を、私はセットにしたいのですけど。あとは、今日も浦佐駅ちょっと時間が早かったもので
いつてきたのですけど、浦佐駅の前には、残念なことに、尾瀬・奥只見の玄関口と書いてあ
るのですけど、尾瀬のパンフレットが1枚もないんですよ。それでせっかく尾瀬沼の玄関口
と書いてあるのに、私達も駅にそういうことを言わなかったのは悪かったかもしれないので
すけど、やっぱり奥只見の玄関口であつたら奥只見のパンフレットが駅に全然ないなんてい
うのは、ちょっといささかどうかと思って非常に残念だったので、そんなのをまたこれから
私たち一所懸命やりたいと思いますけど。

やっぱり作った自然ではなくて、八海山という大きな自然があつたり、それから尾瀬、奥
只見、こういうのがあるのですから、これをやっぱり利用しながら浦佐駅に少しでも、1人
でも2人でもお客さんをお呼び戻せるような策ができないのかと。それには1年や2年ではで
きないと思うのですけど、そういうのを先を読んで行政の人は、住民の目線で住民の話をい
つも聞いていたのでは、私はまだそれだけではあんまりよき指導者だとは評価できないので
すよ。やっぱり国や県の先を読んで、それにはやどりをしてもらって対処してもらおう。これ
をどんどんやっていただきたいので、住民の目線に立って住民の話だけ聞いてみると、国の
財政みたいに借金だらけになってしまってどうしようもなくなってしまうようなことなので、
やっぱり先を考えた中でもってその越後三山を利用したり八海山を利用したり、奥只見・尾
瀬を利用したり。

それからもうひとつは農業関係でいったら、知ってのとおり、南魚沼市の基幹産業は農業。
農業はコシヒカリなのですけど。このコシヒカリが今のところ、南魚沼市、魚沼市、十日町
市、それから、川口、小千谷の・・・長岡の一部までいっているのかな。なかなか、どこで
作ったかというのがあんまりはっきりしないのですよね。魚沼米という名前が。昔、松坂牛
というのが、よそでもってずーっと育ててきて最後の2ヶ月間ぐらい松坂の一部でもって育
ててそれを全部松坂牛だということで、今は生まれてからずっと松坂にいないと松坂牛では
ないということなんですけど。魚沼米もそんなことで魚沼市と南魚沼市と十日町、先の話で
すけど、本当にその辺が魚沼圏域として合体した中でもって、そこでなければ魚沼米ではな
いんだよという知名度を上げていかないと、どこで作ったかよくわからないような魚沼米で
はだめだと思うので、そういうことも市長さんの方から指導力を発揮して、先手を打ってい

ただきたい。

そんなことで、人の流れが変わるということは非常に私は、自分自身スキー場をやってみた時、あれだけの人間が減ってしまってどうしたらいいのかなということで、人の流れが変わるということはなかなか取り戻せない。このままでは、新潟市が夕日コンサートをやっていますけど、夕日と共に新潟が沈んでしまって、夕日はまた明日朝日ができるんですけど、経済は一旦沈んでしまってはもう、出てこないのですよ。10年ありますけど、10年しかないのですので、ひとつ、市長のよき指導力でもって、ざまみろというようにやってもらいたいのですが。

市長 2010年問題について

最初に答弁申し上げましたように、出席者の皆さん方は、それぞれやはり大きな危機感を抱いているというふうに私は感じました。新潟県選出の国会議員の先生方もお出でいただいて、このことに全面的に協力していこうと、お互い一緒に考えていこうと、こういうことになりましたし。当然ですけれども、皆さんが本当にこれは生き残りをかけた戦いになりますので、大きな危機感を抱いていたと、そういうことが皆で共有できたというふうに感じております。

八海山の件は、昨日だったですか、ちょっと申し上げました、このいわゆる東山の風景というのは、もうアルプスに匹敵するというふうにおっしゃっている、東京在住のこれはマスコミ関係の方ですけれども、おっしゃっています。ですから、今、こういう写真も見せていただきましたけれども、こういう部分はやっぱり貴重な財産でありますので、大いに売り出していかなければならない。今、トミオカホワイト美術館で、毎年、八海山のスケッチコンテストというのをやっております。これは小学生から始まって、一般の大人の方もいらっしゃいますけれども、これはスケッチであります。写真のコンテストもやっています。ただこれは八海山に限ったことではありませんですね。白の風景ということでもあります。そういうことをもっともっと、大勢の皆さんに周知をして、今おっしゃったような方向が見出せればと思っております。とにかくトータル的に全部考えなければならないということでもあります。

市民の目線だけでと、それは当然そうでありまして、基本は市民の皆さんでありますので、そこから私がどれくらい洞察力ができるかどうかわかりませんが、関さんが、ざまみろというほどにはなるかならないかちょっとわかりませんが、とにかくこの問題は、この問題ばかりではありませんが、後世でこうしておいてよかった、といえるような方向を必ず見出したいと思っておりますので、またご指導、よろしく願いいたします。

コシヒカリはですね、これはもう今、トレーサビリティという時代でありますので、作った皆さんの住所と名前と皆載るわけですから、これはもうそういう方向でやってもらうよりどうしようもない。当然私たちは、魚沼産コシヒカリも、この南魚沼の中で採れたのが一番美味しいんだということは、いつもどこの会場でも申し上げております。あとは、そのですね魚沼産コシヒカリの部分を一手にここで、なんといいですか、全部やれなんていわれてもそれはできませんが、ここが一番美味しいということだけは、常に申し上げております。

関 進君 2010年問題について

すみません、端的に。写真の件ですが、私は、市長さん認めてもらって、非常に私も写真を撮るのが好きな方なのであれですが、全国に山の写真だけとる道楽者が結構いるんですよ。だから都会のそういう道楽者に、こういう、魚沼にもこういう写真のアングルがあるんだということをもって、今後何らかのことでPRをしてもらいたい。

それから、お米の話なんですけど、3番議員さんが言われたように、上流で作ったコシヒカリだということで、どんどんPRをしてもらって、やっぱり上流の方がよりいいわけですので、宣伝をしてもらいたいと思います。

それからこれは、今までいったのは南魚沼市だけなんですけど、やっぱりもっともっと決め手は、新潟が立体交差、空港へ行くところが立体交差になるというんですけど、やっぱり新潟空港をもっともっと国際線化をしてハブ空港。やっぱり新潟がもう向こうの中国大陸の方には向いているんですから、やっぱり港があって空港がなければもう発展しないんですよ。私は時々外国へ遊びに行くんですけど、ちょっと外国の話になって申しわけないんですけど、ラオスという国が、全然日本企業が、純たる日本企業が3社しかないんです。他の企業入らない。港もないし、空港は小さいのがありますけど、だから企業が入っても全然発展しないということで。だから港があって空港を整備すれば新潟もまんざらではないので、今度会議に出た時には、新潟空港をもっと国際線化し、4,000メートル滑走路が2本ぐらいあるような空港、あそこをするか、またはたや別の所に空港をつくるかというのはまた別問題になりますけど、そうでもしない限り新潟は夕日と共に沈んでいく。

市 長 答弁といたしますが、おっしゃるとおりでありますので、そういうことだと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 以上で13番・関 進君の質問を終わります。

議 長 次に質問順位23番、議席番号25番・岡村雅夫君の質問を許します。

岡村雅夫君 塩沢町との合併調整について

発言を許されましたので、一般質問を行います。私は先回に続いて、合併問題についてここでたذاしておかなければならないなということで、ひとつ市長の見解を伺っておきます。

塩沢町との合併調整についてということではありますが、前段に私は、以前から塩沢町民の民意を問うて進めるべきであるというふうに主張してきました。先般も塩沢町では住民投票条例制定の直接請求署名が5,370人も集められたことはご承知のことかと思えます。町長も議会も、条例制定には至らないという方向での展開が進められるようでありますけれども、かたや私ども南魚沼市にとってみれば、この結果というのはいかなり禍根を残すのではないかな。このまま押し切って参加された時にはいかなり禍根を残すのではないかなというふうに私は思っているところであります。若干詳細を述べさせていただきますと、今回署名数は5,378だそうでありますけれども、有効は5,001名だったそうであります。1万6,000人そこそこでありますけれども、その有権者の中で署名数はほぼ33パーセント。前回2年前であの騒動を起こした時のあれでいきますと、当時は4,120名でありまして、25パ

ーセントであります。そういったわけで13パーセントほど今回は署名数が増えているわけ
であります。そうした中で、では受任者というか直接参加された方々、要するに署名活動に
参加された方々というのは、前は80名、今回は188名という方々で行われている、そ
うしての結果であります。

私は、前はやはり手順を踏んでおりました。まずアンケートが行われまして、アンケー
トはやはり反対が上回ったと。そして住民投票の結果でも52.8パーセント、6,088名
というその合併反対の票が投じられたわけでありまして、そういった中で、ああいった町長
辞職の劇がなされたわけであります。そうした中で、塩沢の問題とって片付けてしまえば
それまでのことでもありますけれども、私はそうではなくて、この今、執行部、あるいは議会
が考えておられる住民投票後の町長選、あるいは今回の町議選で賛成がほとんどであると。
要するに町民の真意は賛成であると、その方向だということをやや安易にとらえてはならないの
ではないかなというふうに私は思っております。やはりここで再度住民投票の洗礼を受けて、
そしてその結果にしたがうという手はずを踏むべきである、というふうに私は思っておりま
す。

考え方はいろいろあるかと思えますけれども、町長選については三つ巴であったわけ
ありますし、そして今回の町議選については、これは合併ひとつの争点で戦った選挙ではな
いということでもあります。私はそういった面からこの懸案の合併問題については、やっぱり
町民の意思を再度問うということが重要であるというふうにとらえております。市長は私が
質疑の中で何回かそれを申し上げても、それは塩沢のことであるというような考え方をし
ておるようですが、編入を受ける市長としては、やはり前回住民投票した例からみても
真摯に住民投票をし、そして確認をして参加してほしいということ、私はいうべき立場で
はないかなというふうに思いますので、その辺をひとつまず前段で伺っておきたいと思いま
す。

そしてそういった状況の中で、刻々と事務サイド等、あるいは議会代表者での事務事業の
調整が進められて協議されているわけではありますが、そういった中で非常にスケジュールが
決まっておりましたので、それにしても日程的な制約がありましたので、非常に調整が困難
な部分に関しては先送りという部分があるなというふうな。先般ホームページを調べてみま
しても、この4点については現行どおりいくということではありますが、その点について私は、
やっぱり編入といいながらもこうした調整がつかずに、とりあえず現行どおりでいくという、
この状況をひとつ私は市長の見解をただしていきたいなというふうに思っています。

また、今でも大和町との合併の中でもそういった事例があるわけで、現行でという部分
があるわけであります。そういった中、1つの市の中で、要するに制度が2つ存在すること事
態は、やはりまだまだすりあわせの事務が足りないなという立場でお話をするわけでありま
す。

1点目でありますけれども、学校給食の運営方式であります。これについては非常に、こ
れに限らず各町ではそれぞれ非常に歴史を持ち、また独自の施策を展開している中での、こ

ういったこのすりあわせの中で違った項目が出てきたわけでありまして、塩沢町は自校方式であります。そして大和町、六日町はそれぞれのセンター方式ということで、今センターが2つあるわけでありまして。これについて私は、現行で進むと。要するにまず編入をしてと。では編入した後はどういった方向でいくのかということところが、やっぱり市民にとってみるとかなり重要な部分ではないかなというふうに考えております。

先般の食育の一般質問の中でもありましたけれども、センター方式。なぜセンター方式なのかというあたり、我々はなかなかわからない部分というか、理解をすべてしているというわけではないのではないかなというふうに考えております。昨日も出ましたけれども、五泉市の問題、五泉市はやはりセンター方式であったそうでありまして、小学校8校、中学校4校、幼稚園2校、6,200食を当時センター方式で始めたんだそうであります。そして昨今の状況では3,300食になっているようでありますけれども、そのセンターが老朽化してきて、今後どうしていこうかということで、かなり研究をされたようであります。そうした中で段階的に自校方式に移行していこう、ということが結論付けられているようであります。今、聞くところによると、このいろいろの説明の中で南魚沼市の今の状況でいきますと、センター方式をし、将来的には民間委託というような声が漏れて聞こえるようでありますけれども、本当に職員、あるいは父兄、そしてまたある専門家等を交えての研究をすることによって、このセンター方式ではなく自校方式で行くべきであるというような結論が出るのが常のようであります。

そういう点でひとつ私はさらに研究を進めて、編入だからセンター方式に、というのではなくて、その自校方式の良さを研究され、あるいはそういうことが可能かどうかという研究も今後していくべきではないかなというふうに考えますもので、ちょっとこれをひとつ市長の見解を聞いておきたいと思っております。

次に、克雪住宅共同整備事業というこういった事業が、南魚沼市、旧六日町にあった制度でありますけれども。これについては、私は大和町の段階ではこの県の制度、あるいは国の制度を利用した形での、こういった事業を促進すべきであるという考え方を申し上げてきたわけでありまして、大和町は費用の借入額の利子補給という形でやってきてありまして、今回その影響で、一般会計予算には利子補給の部分が374万円という数字があげられております。そうした中で、六日町では地盤沈下対策ということで、今、一般的な部分では44万円、そしてその地盤沈下地域外では10万円の補助ということが行われております。地域で共同した協定ができた場合でありますと72万円という補助が出るという制度であります。これは国、県、あるいは自治体という3者で3分の1ずつ持つ、22万円、44万円、そして連担の場合で国が入って66万円という、この補助に匹敵した非常にいい制度であります。ただ私はこれで異を申し上げたいのは、地盤沈下対策としてこの克雪住宅の促進のこの補助制度を利用していることがいかなものかということであります。それは財政が許さない自治体の、ひとつのなせる技かなというふうに私は考えていたんですけれども。実際豪雪地帯に住むためには非常に負荷がかかるということで、そこにいかに定住していただくか

というところ、そして安全にそこに住むかということから、この制度がつくり出されたわけでありまして、個人の財産にこういった補助をするということは国は一切なかったわけでありまして、この事業は、豪雪地帯対策として唯一の、ひとつの施策でありました。

そういった中で私は、地盤対策地域、塩沢町では地盤対策地域とかそういうのではないわけでありまして、すべて44万円の補助制度になっております。私はこれにならうべきではないかなというふうに考えておるわけでありまして。そして、この豪雪地帯にまだまだ、補助以上のなかなか制度が必要だというようなことを、この豪雪地帯から声をあげてさらにこの制度を拡充していくという立場が、この我々豪雪地帯に住む自治体の姿勢ではないかなというふうに考えます。この豪雪地帯対策については、さらにということを考えればいいのであって、今の南魚沼市の現状でありますと、通常、県の制度を利用しているのであるならば44万円が補助になる部分を、10万円で、それも単費でやっているという結果ではないかなというふうに思っております。

ちなみにこうした地盤沈下地域と地域外というふうに分けてありますけれども、私は家をつくる段階で考えてみますと、そういった実績もあつたらお知らせ願いたいのですけれども、そう問題が生じないのではないかなと。要するに家をつくらうという人には44万円を、あるいは66万円、この制度では72万円ですけれども、そういった制度がありますよということを特に利用していただければというPRが必要ではないかなというふうに思います。そして先般も小島議員からも言われておりますけれども、こういった制度にさらにやはり、県産材、あるいは地元産材を使ったものに関しては、あるいは地元業者を使ったものに関しては、さらに補助制度があるとか、あるいは県の制度がありますよというようなことがアピールされることによって、経済効果、経済波及効果と申しますか、あるのではないかなということを感じましたので、ひとつこのすりあわせ項目については見習うところがあるのではないかなというふうに思いますが、見解を伺っておきます。

次に、下水道負担金の問題について。公共下水道地域には負担金という名前ではありますが、あと農集とか特環については分担金という制度でございますが。私はこの制度について大和町の例を以前申し上げたことがあるかと思っておりますけれども、私はこれ、塩沢町と六日町は多分違うと思っております。六日町は多分、公共も特環も宅地面積を加味した負担金をいただいているのではないかなというふうに思います。これは非常に下水道を待望している時代、要するに右肩上がりの時代では非常に環境整備、あるいはそういった下水道がない家はどうのこうのというようなことで、非常に待望している時代では、そう問題がなかったかに、普通の宅地を持っている人は思ったかとも思います。けれども最近は大型な宅地ではなくても、80とか100坪程度の方々でも、非常にこの負担金の問題が苦になるということで、繋ぎ込み、あるいは負担金をどうしても納めなければならないのかと。まだ使用しないのだけれども、というような言葉が聞かれるわけでありまして。そういった中で私は、この負担金、分担金の問題については、制度自体からしてみると、取ってもいいと、徴収してもいいという法律ではないかなというふうに私はとらえているわけでありまして。特に、私は宅地

に課する問題ということは、都市化された部分で雨水までも取り入れなければならないようなところについては、それは宅地を加味した負担金でいいかと思うわけでありますけれども、ただ、生活排水、し尿等のものであるならば、これはいかがなものかというふうに思います。

なぜこれを申しますかといいますと、大和町は当初、下水道条例は六日町方式、あるいは堀之内の方式を真似てつくられたのが最初であります。ところが、農集地域と公共下水道、当時特環でありましたけれども、特環でも公共下水道の負担金をいただくという考え方で臨んだところ、非常にその差が歴然としてきたということで、大変問題だということで、当時塩沢町が採用していた制度を加味して現条例があるわけであります。そして今、大和町の地域は大和町の条例が生きて、要するに現行で存続しているわけでありますが。私は、まだまだ平成22年、あるいは4年、5年まで続くこの下水道事業について、少しでもやはり、市民の負担を軽くしていくためには、この負担金制度を1つの方式にあらためてはいかがかなというふうに考えておりますが、ひとつ見解を聞いておきます。

次に、市民病院という問題で取り上げてみましたけれども、現に大和病院、城内病院という市民病院があります。市立病院があります。その他に今度は中之島診療所という診療所が医療施設として加わるわけでありますが、私はこれについては、やはり今後どういう形で市として医療を司っていくかと。あるいは市民サービスを司っていくかということが、きちんとなっていないとかなり問題を起こすのではないかなと。今までやってきたことが、なかなかいい方に転換していかないのではないかな、という観点で考えております。実際、大和病院には「健康の杜構想」というものがありまして、ある程度の高度医療を目指した計画でございます。それがこの合併と、今回のまた新たに編入合併というこういった形。そしてもう1つは高規格、基幹病院の問題等で、非常にこの計画が味付けされなくて、計画が停滞しております。そうすることによって将来、これはどうなっていくのかなという不安を市民も持ってきているのではないかなというふうに思います。ですので私はこの2つの市民病院の将来像、中之島診療所を加えた、これをきちんとやはり市長はここで考えて、それを市民に知らせて、そして要するに指針を示して、そして進んでいかないと。特にこの基幹病院の問題等では、どうも今まで考えていた市民病院とは違うな、という形が出るのではないかなというふうに思いますので、その辺の市長の見解を求めたいと思います。

そして今回の質問にもだいが出ておりますけれども、基幹病院との整合性あたりも、その辺がきちんとしていないと、なかなかできたから今度どうするというような、後戻りの話になってしまうかと思っておりますので、私はやはりこの関連するスタッフ、あるいはそのいろいろな施設があるわけでありますが、その方々とのすり合わせというのが、本当に今、大事な時期ではないかなということであります。ところが、市長はこの6月30日にはもうその基幹病院の関係市町の、あるいは関係施設の会議をするというようなことではあります、既にそういったすり合わせが、この市内の中で要するに練り上げられて、そして市長としてはいえないけれども、位置の選定、あるいは将来の大和病院の姿、あるいは六日町病院の姿、ある

いは市中のいろいろな医療施設はどうかということ、もうおり込み済みなのかどうか。これをひとつ私は、やはりある程度我々議会が、あとで容認していくのではなくて、こういったケースもある、こういったケースもあると。1つの方向でなくてもいいわけでありまして、これとこれとこうなるとこうなる、こっちになるとこうなる。というような開示をしていかないと、誰の責任でということになれば、俺が執行者だということを決めてしまうのか。その辺がやはり市民としてみると、かなり今後の大きな関心を持つところでもありますので、ひとつ今後の手法を聞いておきたいというふうに思います。

ちなみに大和病院には、当時400人からのスタッフがあの医療センターでは働いております。そしてまた医師団としてみれば、いろいろ欠けている科もありますけれども、医局を、要するに自分の出身の医局を離れても大和病院に来たい、ここでやりたい、という方々が今寄ってきているのではないかなというふうに私はみています。そういった中でその構想がきちっとしていないと、せっかくそうして寄って来てくれるお医者さん方々が、その後の身の振り方をそろそろ考えなければならぬかというような、そういった問題も発生してくるのかなという気がして、非常に私は、老婆心といわれればそれで終わりでありますけれども、非常にそういう点では心配しているところであります。

いくら良い基幹病院ができたとしても、あるいは今の新潟県の状況でありますけれども、県の新潟大学に医学部があるといわれましても、そこにはいろいろの関係がありまして、新潟県内の医師を充足させるだけの力量は、多分ないものというふうにいわれております。要するにいろいろの関わりがありすぎて、いろいろのところに派遣しなければならないということで、県内ばかりを構ってられないという状況もあるのかなというふうに私は思っているわけでありまして。そういったいろいろの実情から考えても、それぞれのまたスタッフの思いをみた中で大局をどうみておるのか、私はお聞きしたいと思っております。第1回目を終わります。

市長 塩沢町との合併調整について

岡村議員の質問にお答えいたします。塩沢町との合併の件であります。前段のその直接請求の人数のところまでは、岡村さんおっしゃったとおりであります。今後どうかということですが、私も高野町長にそれぞれ伺っているわけでありまして、高野町長の考え方は、法的手続きに沿って粛々と進めると、こういうことでありまして、この29日が議会の最終日だそうであります。そこに町長としての意見を添えて条例案を、条例案といいますが、それを作って提出するということでもあります。状況といたしますと、大体皆さんご承知のとおり、否決という方向が強いようでありまして、これはまだわかりません。5,300人からの署名があったその重みが、当然出てくるわけでしょうし、議員の皆さん方がまたどう判断するのかという、これは私はわかりませんが。

塩沢町さんから合併、再び合併をという話が出た際にも、議長の方からですね、もう一度住民投票をきちんとしてきた方がいいのではないかという話は、一度はしてあります。ただそれは結局私どもが押し付けることではありまして、塩沢町さんの考え方によるわけです。

ので、どうこうということは私どもは申し上げられませんけれども。

このあと合併をして、こういう問題がまたしこりになって残ってくるということはやっぱり避けたいという思いであります。ですのでどの程度の、29日以降のまた動きがどうなるのかというのは私はわかりませんが、不穏なことをいっていらっしゃる方もいますし、それはわかりません。わかりませんが私としては、29日に想定される条例案否決という部分を、一応想定をいたしまして、合併前にというのはなかなか無理でありますけれども、10月1日以降、早急にまた塩沢地区に入りまして20から30ぐらいの会場を設け、合併に対する塩沢町民の皆さんの不安ですね、不安とそれから疑問もあると思います。そういう面にすべて答えて早く南魚沼市民としての一体感を持っていただくように、説得ということでもありませんけれども、真摯にそういう面に対応していきたいという考えであります。

いろいろ、主催をされた方も、合併に反対ではないんだということをはっきり私にも言っているんですね、やり方だと。そういうことですから、そう言われれば私たちはどうしようもない。合併に反対だということであればまたそれなりの議論はできますけれども、合併そのものは別に反対ではないんだと。要は、さっき岡村さんおっしゃったような、そのやり方がおかしいんだということを書いていらっしゃるわけです。では反対という方もいらっしゃるわけですね。反対という方も。何ゆえに反対なのか。これも私たちのところへまだごく伝わってきておりません。それから、ある議員の方がおっしゃっていますけれども、自分は反対けれども地区の皆さんは、合併はもういたしかたないだろうと。ないだろうだけれども、やっぱり不安だと。なかなか、編入合併をしてどうなるんだという部分がよく理解がされていないという、そういう部分もあるようであります。これについても高野町長さんが相当会場を細かく分けて、この説明会もしているわけですが、どの程度効果があったのかちょっとわかりませんが。

ですので岡村さんからみれば、私どもが、もう1回住民投票をきちんとして出直して来いなんていう方向が出せればということだと思っておりますけれども。なかなかそこまではやっぱり、お互い主権を持っている、まだ自治体同士でありますので、そこまでは申し上げるつもりもありません。私の与えられた任務としては、合併がなったならば合併後速やかに、塩沢の地区の皆さん方ときちんとした、また市政懇談会というものになりますか、それをこまめに幅広くやらせていただいて、一時でも早く合併に対する不安、疑問、これらを取り除いていくのが私の勤めだというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

学校給食の運営方式につきましては、これは後程、教育長からまた答弁をいたしますが、今すぐにどっちに、例えばセンター方式に塩沢を全部変えていこうなんていう気持ちは全くありません。現状のままで若干推移をさせていただいて、後程時期が来た時に、どういう方法がいいのかという、その検討に入るものだと。詳細は教育長が答弁いたします。

共同住宅の整備事業の件であります、どうも論点がちょっと当初の質問の部分と、今岡村さんがおっしゃった部分がちょっと。私どもの想定はですね、この「克雪住宅共同整備事業」というこのことについてだと思っておりますがそれでよろしいわけですか。（「はい」の声

あり)これは現在、この南魚沼市では、克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱で、この克雪住宅の対応をしているわけでありましてけれども、国の制度であります共同整備事業と、県の制度である協調整備事業、これを一緒にしているわけでありまして。これがちょっと物理的には無理がある、そういうことでもあります。

現に、南魚沼市、旧六日町ですけれども、国の制度を利用することは全くなかったんですね。無理があって、10戸もまとめて皆やれなんていうのは、なかなかこれはだめだと。ところが塩沢では、「暮らしまちなみ出会い空間整備事業」ですか、これは今メインの通りをやっていますけれども、これを実施しております、合併後もこれは引き続きまだ事業が残っております。この間、これはやっぱり実施をしていかなければなりませんので、今のこのまま行けば、合併後に支障が出ることは間違いありませんので、大体平成20年までは継続を予定しているということ、塩沢町のこの独自の部分を。併せまして、こういうことを解消するために、地下水に係る条例の見直し作業と並行をして全面見直しをしていきたいということでもあります。国の制度対応の要綱は、「南魚沼市克雪住宅共同整備事業補助金交付要綱」ということです。県の対応しているのは、「南魚沼市克雪住宅協調整備事業補助金交付要綱」と。ほんの1つ名前が、「共同」と「協調」が変わっているばかりですけれども、なかなか難しくできておまして。さっき言いましたように、国の制度はこの10戸以上の集団事業、それで10年間に事業を終了させるという、こういう付則といいますか条件がついていますけれども。これは本来でありますと、ただ克雪屋根、克雪住宅をつくるための補助金ということではなくて、本来やっぱり都市計画、街並みをきちんと整備する際に使っていくような、そういう性格が強いのではないかなという気がしておまして、合併後、塩沢町さんのその事業が終了するまでは継続はしますが、その間にきちんとした見直しをやらなければならないというふうに思っております。

下水道の負担金、分担金についてでありますけれども、今1番南魚沼市でこのことについて問題が出てくるのは第6期以降の旧六日町の地域であります。小栗山の方から始まって、庄之又から大巻地区の方面ですね、この部分。方向としては、できうれば分担金でいきたいという方向を今、模索しております。負担金でなくてですね。ですから特環の事業でやっていけるかどうか今検討を始めたところであります。小栗山の一部は、既に負担金で入っているわけでありまして。市街地のいわゆる用途地域の周辺は、なかなかこの分担金制度が馴染まないということでありまして、この辺がちょっと隘路(あいろ)になります。ですので例えば、小栗山の中でも部分的に分担金だ負担金だということが、厳密に言えば出るということがあるかもわかりません。それはちょっと避けたいと思っております。同じ集落の中で、こっちから上はどうも分担金だ、こっちから下は負担金だということは、できうれば避けたいと思っておりますが、いずれにしる、これ以降の第6期といいますか、それらについては、原則的に分担金の方向でいきたいということをお考えしておりますので、よろしく願いいたします。

市民病院。これはずっといろいろ話がありましたけれども、今、ご承知のように大和と城

内病院はもう市立病院で、経営も一体化したということであります。会計も1つにしました。中之島につきましては、これは優真会というところに業務委託をしております。塩沢町で病院会計とは別個に一般会計で対応しております。そういうことになっていくんだと思います。今の時点ではこの市立の2病院と、中之島の診療所の経営や運営を一体化することはできない、できません。これは今の、いろいろ考えた中では、現時点の運営形態という、これはもうそういう面でいたしかたないと思っております。ただやっぱり、市内全域の医療行政という面からみますと、地域医療や保健医療、福祉の連携、これらの部分を、できればその理念や考え方をきちんと共有したいわけでありますので、ある程度一体化をはかっていくのが本来の筋だなという気はしておりますが、現在ちょっとまだそこまで手がまわらないということです。これから、その部分も含めて考えていかなければならない。

基幹病院という問題が、その前段にあることがまた1つの問題でありまして、6月30日はですね、これは何かちょっと間違っているような気がいたしますが、今まで検討委員会や推進会議に関係をしていただいたこの地域の皆さん、首長さん、そして医師会の会長さん方からお集まりいただいて、県知事が5月15日にああいう方向を出したわけですので、私どもとしては、地元といいますか、一般にいう地元ですが 地元の方で、位置、それからある程度の規模、既存病院との関連、これらを地元である程度集約してきなさいよと。さもなくば全くの白紙委任ですよと。こういうお話でしたのでそれをどうするか。そのまず検討から始めなければならぬわけですね。それで、地元でやっぱりそれは決めていこうということになりましたら、その方向でまた調整をしていくということでありましてけれども。

ですから知事がここにお出でいただいて私が知事から聞いた話でしたので、私が今呼びかけをしますが、今後はその日にまた座長を決めてですね、旗振り役といいますか、座長的な立場がどなたになるのか、これもわかりませんし。その程度なんていうと失礼ですけど、まずそこから入らないと、なかなか前に進まないということです。

私も自分の頭の中では、基幹病院が六日町のインター周辺にできた場合、あるいは大和の病院付近にできた場合、この大まかな構想は一応は描いております。描いておりますが、それぞれの病院の存続、存廃にも関わるといふ部分もありますので、なかなかそれを、今、発表するという段階には至りません。ある程度の時期にならないと、言っていたことが全く嘘だったなんてことでは、またこれも困りますので。一応、自分の頭の中での青写真的なこと、あるいは、医師会の皆さん方のご意見を伺う中での、その病院としてのあり方とかですね、そういう部分については一応のあらすじは用意しております。それはまだ今ここで申し上げてもなかなか、ちょっと混乱を起こすだけだなという気がいたしますので申し上げますけれども、位置によって非常に大きく変わるということだけは、皆さん方からご理解いただきたい。県立病院も含めてですね。そういうことでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議 長 質問の途中ですが、ここで昼食の休憩を取ります。13時に再開します。

(午前12時03分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議 長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。25番、岡村雅夫君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教 育 長 塩沢町との合併調整について

それでは先ほど市長から答弁があったところでありますが、若干の補足的な答弁をさせていただきます。

ご指摘のように塩沢町との合併調整の中では、現在塩沢町はご承知のとおり全校自校方式であります。合併時はそのまま存続と。ただ運営方式については、それぞれの今ある施設の老朽化の進み具合等に応じまして見直しをおこなうところでありますけれども、その際には、南魚沼市の例により調整をするということでありました。ただ昨日、片桐議員からの質問の中にもありましたように、こういうふうはこの調整ができた段階では食育基本法というふうなものはなかったわけでありまして、またそういう考え方もあまり念頭になかったと。こういうふうな情勢が変わってまいりますので、今後それぞれ施設の痛み具合等が出てくる前といいますか、ある程度見込めるようになった段階で、その時々的情勢を的確に把握して判断してまいりたいとこんなふうに思います。先ほどご指摘ありましたように共同調理場から自校方式に段階的にというふうな事例もあるようでありますので、どういう事情だったのかそのようなこともこれから勉強しながら、誤りのない対応をしていきたいとこんなふうに考えているところであります。

岡村雅夫君 塩沢町との合併調整について

項目が多くてちょっとすいませんですが、再質問を行います。

前段の問題でありますけれども、市長はしこりは避けたいと。その解消として市政懇談会を早急に開くというような言い方ではありますが、今現在では主権のある塩沢町になすすべがないというふうに私はとらえました。しかし私は当初から申し上げておりますように、編入を受ける立場として、やはりきちっとしてきていただきたいと。議長がいみじくも言われたということでもありますけれども、やはりこれは最高責任者である市長がこの29日をこれからむかえるわけでありまして、やはり操作とは言いませんけれども、やはり意向はきちっと表明すると。そしてその大多数の町民の賛同があるんだということを示していただきたいということが、やはり原点ではないかなというふうに思います。要するに住民投票の結果でその3町合併の離脱があったわけでありまして、そこをひとつ私はきちんと手順を踏んできていただきたいと。そうすることによってやはり私は今、南魚沼市がいろいろな施策の協議を我々が主張したりしているわけでありまして、こういったそのひとつの場所でこういった討論ができるようになるのではないかな、というふうに感じますので、まだ時間はあるものというふうに私はとらえています。重要なことではないかなというふうに思いますので一言見解を伺っておきます。

それから次に学校給食の問題について、やはり今の教育長の答弁ではとりあえず現行で行

くと。その後は南魚沼市に倣うと、こういったすり合せが今できてきたわけでありませけれども、私はそうではないという立場で 今、それから法律も変わったという話でありますけれども、やはり対等合併であろうが、あるいは現に塩沢町がそれを全校で実施していることをなぜかという立場に立って考え、その時間が欲しいがために現行でしばらくいくということであるなら私はわかります。ぜひ私はそういう立場で研究をしていただきたいなということであります。市長も時期を見て検討するという言い方でありますので。

私は自校方式の長所、短所について時間が若干ありますので話をします。言われるところによれば、調理したところから食べるところまでの距離が少なくて良いとか、あるいは輸送費がなくて済むとか、いろいろの地域のかかわりが、あるいはその地域から調達ができるとか、いろいろなそのメリットがあるということです。そうした中で私はひとつ書類をこう読んでいましたら、防災対策にも大きな役割を持つという、こういったその自校方式の利点が今回の地震で示されたようであります。たまたま五泉市等では災害が少なかったようでありますけれども、防災対策としても非常に有効な機能があるのではないかと、というように報告がされているようであります。

私はやはり学校給食というのは、子供たちに安全で豊かな給食をと、その市民と給食関係者のこのひとつ考え方ですね。それから地産地消と昨日から言われておりますけれども、地元で取れたものを、では一括というと数をものすごく用意しなきゃならないわけでありませけれども、その自校方式でメニューがもし一日こう変わったとすれば、あるいは二日変わったとすれば、そういった形で調達の方法ももっともっと楽になるのではないかなという感じも受けます。そうしてやはり一番は、そういった研究をなされてやっぱり執行者の姿勢だと言われておりますので、ぜひスタッフに研究させてよりその直接恩恵を受ける子供、そしてまた産業、そういった面からも、あるいは防災の問題、ひとつ考えていただきたいなというふうに思います。

それから克雪住宅について私はすり合せという問題で考えて見ますと、現に塩沢町で今一般にこの補助、助成を受けるに44万円受けられるのが、この合併をすることによって10万円になってしまうと、これはやはり解消していただきたいという立場であります。そして地盤沈下地域には今、市長難しいと言われましたけれども、共同、要するにその地域連担で10軒以上というような話でありますけれども、非常に難しいというような言い方をしておりますけれども、これが合意で建設省は出すと言っています。要するに地域連担で合意ができるならば認めるということだそうであります。それはいろいろな事情があって予定どおりいかないこともあるかもわかりませけれども、そういった非常に弾力的な運用がされているようでありますので、そういう点では地盤沈下地域に関しては、そういったもうひとつ上の国の制度も取り入れていくと。そして66万円、あるいはこの南魚沼市の関係では72万円というこういった制度をきちっと取り入れられるような施策展開をしていただきたい。私はやはり44万円というものを塩沢町民にとってみると後退するわけでありませるので、そこらの配慮というものをどういうふうに考えているかということ、併せてお聞きしておきたい

と思います。

それから下水道負担金、分担金の問題について6期以降で考えていこうと。要するに一律流域下水道ではなくて特環というかたちを取り入れた。その特環がどうこうという難しいことはともかくとしても、要するに一律分担金でいきたいということでありますので。現に大和町は今23万1,000円でやっております。農集地域では21万2,000円でしょうか。そういったかたちで今やっているわけがありますが、その辺また加味した中で、そう開きのないかたちのことを検討をされて、そして市民に知らしめて、そして早く下水道を整備していただきたいと。こういったその迎える立場がもう少し好転するような施策の展開になるのではないかというふうに思いますので、ひとつこの点を評価しながら23万1,000円という部分がどうであるか、お聞きしておきます。

合併処理槽がその地域に、現に制度として入っているようでありましてけれども、非常に大和町と特異な変わった方式であります。大和町は後山、辻又地域をその合併処理槽というかたちでやっております。今後こういったかたちが要するに二重の投資をしていくよりも、こういったその負担等をきちんと示して、促進の機運を地域で高めてもらうという方法を取っていかないと二重投資に終わる部分があるのかなという気がしますのでその点の見解も若干伺っておきます。

それから市民病院について市長はいくつかの・・・たぶん2ヶ所という言い方をされたと思うんですが、公表することによっていろいろの問題が生じればというようなことでもありますけれども。私はどっちという言い方ではなく、ある時点では双方のビジョンを示して、そしてやはり議論の場を作っていただきたい。そしてより多くの市民からその判断を仰ぎ、そしてまた期待を持たせるべく展開をしていただきたいなというふうに思っております。

私の持論であります、大和病院の存廃に係わる、要するに各医療機関の存廃に係わるから申しあげられないといいますが、一番の問題は大和病院がどうなるかということが我々、大和地域の住民にとってみると非常に気がかりな部分であります。そうした中で、あり得るのか得ないのかわかりませんが、当初私は大和病院にのつけられないかというような話をした経過がございます。まだまだいろいろの計画が白紙の状態ということでありますので、やはり大和町病院の、今、医療圏構想等もあるわけでありまして。そういった医療構想があるわけでありまして、あらゆる可能性をさぐってそしてまた運営形態、運営方針あるいは運営経営体の問題もこれから出るわけでありまして、一自治体と一県という関係の模索なんかもやはりあってもいいのかなと。なぜそれができないのかというようなことも、それは段階を追ってあるかと思っておりますけれども。そういったことでこの大和病院には常に400人、臨時まで入れて400人からの職員も抱えているわけでありまして。そういった中で縮小のみというようなかたちではなく、それらのスタッフを利用した中でこの再構築と申しますかそういったひとつのことも描いてみられないものかなというふうに私は提案をして終わります。

市長 塩沢町との合併調整について

再質問に答弁いたしますが、最初の塩沢町との件でありますけれども、塩沢の町長にはと

にかく合併時に禍根が残るようなかたちにしないで、きちんとして欲しいという話は、これは常々申し上げております。それでいろいろ考え方があるわけですがけれども今、ご承知のように3月の定例議会で両町とも廃置分合議決をいたしました。その後、住民投票の確か動きが出てきたと思います。まあ動きがあったのかもしれませんが、直接的には、この議決はもう法律によってきちん決められているわけでありまして。そして6月の県会に上程されることは間違いありません。今、ここで例えば住民投票を実施をして これはある意味で法的な拘束力は持たないということでありまして。例えばそれをやってじゃあ何を見たいのか。反対という方が例えば多かったとした時に、それじゃあ塩沢町さんはどういうことができるのか。これはもう時期的に非常にある意味では遅いということだと思っています。私も。

もう一つは議会制民主主義という考え方もあります。町民の審判で選ばれた新しい16名の議員の皆さん方が、そういうことに対してどう対応するのか。ですので私の方から塩沢さんに対して、これ以上ああだこうだということは言うべきでもないと思いますし、言わないほうがいいのだろうと。ただ、合併した際にそういう感情的な部分だとかですね、先ほど申し上げました不安やそういうものについては、極力早めに取り除けるように、精力的に私もいろいろ説明会や懇談会をさせていただきたい、ということですのでご理解をいただきたいと思っております。

給食の関係です。これは遠山教育長のほうからまた申し上げますが、いろいろの面があります、本当に。あるいは単価の面もこれから出てくると思っています。父兄負担になる部分も市が負担しなきゃならん部分、それらもありますが、今だけ見ますと塩沢のほうの小学校の7校の平均給食の単価は285円。南魚沼市は245円だそうです。で、中学校が塩沢は1校でありますから283円。私どものほうは290円という単価が今のところなんです。こういう財政的なことばかりで考えるわけでもありませんが、こういうこともやっぱり一緒に検討をしながら、議員がおっしゃったようにどうするかということはまだ全く決めておりませんが、

今の調整の中でね、おっしゃったように、さっき遠山教育長が申し上げましたように、南魚沼市に合わせていくという方向が出たわけですがけれども、新たなまた食育基本法という問題もあります。また教育委員会のほうでよく、本当にいい部分がいっぱいあるほうがいいわけですので。そういう方向も含めてきちん検討させていただきたいと思っております。

この克雪住宅関係については、ちょっと担当の補佐からちょっと説明をさせます。私がどうもそこまで細かくよくわかりません。その72万円、66万円、44万円それから10万円ですか。44万円部分というのは確か旧六日町の地盤沈下の部分に該当させているわけですよ。それを塩沢が今それをやっているのですか、全域に。(「44万円誰でも」の声あり)今度はではここに限ってしまうという、そういうことですね。では、はっきりよく説明してください。わからないから。

それから下水道の負担、分担。これは分担金にということになる場合は、当然今の和町さんがやっている。それから塩沢町もこのいわゆる特環のほうでだいぶやっていますので、

それらも考え合わせながら同じ市の中で極端な開きが出るとか、そういうことだけはないようにしたいと思っております。旧大巻地区に主としてこの合併浄化槽を建設、下水道が供用開始されるまでの間が期間的に非常に長かったものですから、住宅の新築あるいは浄化槽だけでも結構だったと思うんですが、そういう希望者には補助 国の補助制度もあったわけですけれども しておきましたが、この方向がはっきり見えればですね、それでもどうしても二重投資でもいいからやるんだという方がいれば別ですけれども、極力そういう方向にならないように。二重投資は極力は避けたいと思っておりますが、今までの分は期間が非常に長かったということで、衛生面やそういうことに配慮した分だということでひとつご理解をいただきたいと思えます。

病院の件でありますけれども、どういうふうに申し上げればいいんでしょうか。結局この基幹病院の位置、それから規模、それらがある程度きちんと出てこない、ほかの病院もどうなるのか、どうしていかなければならないのかというのが、具体的に見えてこないわけがあります。そういう中で例えば六日町に決まった場合はこうですよ、大和に決まった場合はこうですよという方向を、私 1 人が出していいのかどうなのかというその問題があります。当然、魚沼市さん十日町市さん、これらもお互い大きな問題を共有しているわけがありますので、あまり南魚沼市内にほぼ建設が確定をしたと言っている中で、そうそう南魚沼市だけが突出してああこうだということは、やっぱり私はもうちょっと申し上げないほうがいい。ただ具体的な位置がある程度 3 市、あるいは湯沢町さんも含めて、合意がある程度なされる方向が見えれば、当然そのことは市民の皆さんにもお知らせをしていかなきゃなりませんし、例えばどっちかに決まってなぜ、こっちが落ちたんだという場合にも、こういう条件でこうだ、こうだということはきちんとお知らせしなきゃならない。

県立病院も含めてのなんといいますが再編が行われることはこれは間違いありませんので、今度は県とのまたそういう協議もあります。それらも含めてでありますので、徐々に徐々にその時その時の情報は全部開示をしますけれども、先走ってのその構想的なものは、もうちょっと控えさせていただきたいというのが、私の今の立場でありますのでご理解いただきたいと思えます。

教 育 長 塩沢町との合併調整について

自校方式の利点、まさに今おっしゃったことだろうと思えます。例えば塩沢町には今、学校が 8 つあるわけですが、このそれぞれが調理場を持っておれば、地震があっても全部一度にやられるということはまずおそくないと思えますから、1 つ 2 つ仮に被害があっても、他のところでなんとか回すということが理論的に可能だろうと思えます。それから昨日も答弁したことでありますが、地産地消に対する取り組みにつきましても、1 つ 1 つの規模が小さければ、やはり取り組みがしやすいということがいえると思えます。

ただこういうふうに単独調理場、自校方式でいった場合の最大の欠点はどうしてもその施設が分散しているわけありますので、この数多い施設を心配のない衛生管理の状況に置かなければならないという意味で、そういう意味で古くなったものから直していく。直すのも

おそらく設備の基準というのが年々 年々といいますかだんだん厳しくなってくるだろうと思いますから、そういったところに常に適合した状況にそろえておくというのは、これはやはり相当費用を要することになるだろうと思います。

それからもう一つはやはり一番大きいのは人件費だろうと思います。どこまでその市民の税金で負担できるのか、負担するのが正しいのか。あるいは市民の皆さんがそういうふうに判断してくださるのか。そこらに最終的にはつきるかと思います。

ただご承知のこととは思いますがかつて0157の事件以来、給食センターの配送コストもかなり大きくなっております。つまりはそれまでは例えば熱いものが冷めても、冷たいものが多少温度が上がっても、さほど問題にされなかったわけでありましたが、この0157事件以来、熱いものは熱いうちに、冷たいものは冷たいうちに、学校に届けなければならないということから、配送用のトラックにずいぶん投資をいたしました。

こういったふうなこともありますので、先ほどの答弁と重複する部分になりますが、今後の例えば食育基本法の動向、あるいはそのほかにも今後いろいろな情勢の変化というのがあるかと思しますので、それらをにらみながら、もう一方では施設の痛み具合、老朽化の進み具合等もにらみながら、間違いのない検討をしてみたいと。ご指摘のように担当にその自校方式とセンター方式の優劣と申しますか、比較というふうな作業については、今も相当の部分比較を持っていますし、この後も十分調査をさせていきたいと、こんなように考えているところでございます。

環境課長補佐 塩沢町との合併調整について

先ほどの克雪住宅の関係について少し、以前に振り返りまして経過についてちょっと説明をした中でご説明をさせていただきたいと思っております。議員ご指摘のようにこの制度は、特別地盤沈下のための補助金制度だとかそういったものではなくて、雪国のやはり屋根の雪掘りとかそういうものの苦痛を解消するために、いわゆる克雪住宅というのを広めていこうということできてきた制度であります。区域を限定して旧六日町のように地盤沈下の区域を限定してここだけに対応をする、というような考え方ではもともとなかった制度です。旧六日町がこの制度をはじめた経過には平成5年に井戸の掘削を禁止する条例を制定したわけでございますけれども、そのいわゆる掘削を禁止する代替措置として、何があるというようなことが議論になった経過がございます。

その当時町の財政が非常に豊かであれば、こういうことの方にはならなかったというふうに思うんですけれども、非常に財政的な問題もありまして克雪住宅の44万円という制度を使って、ここに井戸じゃなくて融雪屋根のほうへ誘導しようというようなことが始まったわけですが、そこに原点があります。ですから旧六日町の中においてもこれで全体に受けることができる制度なんだけれどもなあ、という話はずっと前からあったわけでございますが、とは言ってもその財政的な問題がありまして現状に至ってきた経過がございます。

制度として44万円の県の制度、66万円の国の制度というのがあるわけです。市長の答弁のように国の制度というのは、克雪住宅の補助金の制度ではありますけれども、市街地の

中をいわゆる市が、雪に強いという街づくりを都市計画上実施しているというような意味合いが非常に強くなってきています。ですから個人が住宅を建てるときに県の制度と同じように申請をしていただけるというようなものではなくて、協定書なり誓約書なりというようなものを住民説明会に入って、あるいは市街地の計画をきちんと計画をした中でそれを承認してもらおう中で対応していくということになりますから、普通のちょっと補助金と違いまして使い勝手が悪いということではちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、そういう一面がございます。

国の制度を入れていく部分については、金額が高いですから非常に効果があるわけですがけれども、平成5、6年の当時だったと思うんですが私も県のほうに行くと、10軒で10年が充足されないとだめだよという制度になっているわけですがけれども、そのエリアを限定する場合どこまで認めてくれるのかというので県に行っているいろいろ議論をしてきた経過がございます。ちょっとわかりやすく表現しますから語弊があるかもしれませんが。例えば駅前通りの12～13件のエリアをとらえて、10軒というのと、旧六日町の市街地全体をとらえて10軒というのと全然意味が変わってきます。もともとこの国の制度というのは駅前通り10何軒のうちの10軒というようなものを想定していますから、この旧六日町の市街地の中の地盤沈下区域において、これを補助金というような部分の考え方で導入しようとするとしても無理が出てくると。で、これを入れるとなると市街地で2,000本の井戸があるわけですが、1年目は例えばA地区、2年目はB地区、3年目はCとDというようなことで、相当大掛かりな計画書を作りませんとできないというようなことがありまして、旧六日町のレベルでも取り組みができなかったという経過がございます。

その辺非常に今、塩沢町との部分の中で、実際塩沢町の方からも44万円の適用区域が10万円になるということで何とかならないかというような話も出てきた経過がございますが、今まで補助をしてきた中身を見ても結構落雪屋根に対する補助なんかもありまして、これ自体についても見直しをしていく必要があるんじゃないかなという議論の中で、問題がなしというふうには考えておりませんが、当面その南魚沼市がやっておる制度に塩沢町も併せていただくということで、整理がされてきた経過がございますのでお答えしておきたいと思えます。以上です。

岡村雅夫君 塩沢町との合併調整について

今、課長補佐が話をしたとおりであります。その中で現にそこで認めているように地盤沈下地域対策、その地域に限定された制度ではないということを現に認めているわけでありまして。ですから塩沢町をこちらに合わせろということ自体が無理なんです。そういう立場に立たないと後は財政の問題なんです。財政の問題はじゃあどうだかというとならぬとどうなりますか。固定資産税が入るでしょう。そして流通があるでしょう。経済的波及効果はすごいんですよ。今10万円が22万円出して、要するに市負担22万円なんですよ。17万円余計に出すか出さないかで、その波及効果が無にするということは、私はいかがなものかと、こういうことです。そしてその連担地域についてはもっともっと緩和された今、見方をして

います。建設省は、間違いなく。それはこちらで交渉するんですよ。それを適用してみたらこれでは間に合わないよ。もっと制度を緩和してくださいよと。こういうのがこの豪雪地帯から出て行って初めてその制度がさらによくなっていきっていく。そしてこの地域に住める。この地域の経済活動が活発になると。こういったその連環をやはり置いた制度として育てなきゃならんという立場を私はやっていただきたい、こういうことなんです。市長、最後に答弁求めます。

市長 塩沢町との合併調整について

実態はよくわかりました。私もよくわからなかったんです。本当のところは。ただ、今の調整の中でそういう方向でいったんは決着しているわけでありますので、塩沢町の実態が、本来ほんとにどういうことであったのか。このことによってどれだけの部分がいわゆる建築が進んでいたとか、屋根だけ替えたのかそれはわかりませんが、どういうどの程度のその利用があったのかというこれらも含めて、一度私も検討してみますが、とりあえずはこの方向で一回は進ませていただきます。けれども、これは塩沢だけ見直すというわけにはまいりませんので、もしやるとすれば全域ということになります。その辺も財政的な制約もありますのでそれらも含めて、合併後にまたもう一度よく私が勉強をさせていただきたいと思っております。

岡村雅夫君 塩沢町との合併調整について

ぜひ、進めてください。

議長 以上で25番、岡村雅夫君の質問を終わります。

次に質問順位24番、議席番号15番・中沢俊一君の質問を許します。

中沢俊一君 大変厳しい申し出があった後で、まだ固まっていない通告ですけれども3点質問をさせていただきます。

1 「八海山・銘水ボトル」を売り出し、水道料金を下げよ

1点目は「八海山・銘水ボトル」を売り出し、水道料金を下げよというテーマでございます。今回、私の番まで回ってくる間に、結構いいなと思うような市長の答弁もございました。私は常々、経営であれ公営自治体であれ健全な赤字部分というのはやはり持つておくべきだと思っております。限りのないその過剰投資の中で、ものすごい赤字を垂れ流す事業であるとかそういうことでなくて、将来に対して夢をも持てるような、また小さな種だけれどもこれから育て方によっては将来、市の元気を生み出すと、そういう部分には、私は果敢に取り組むべきだと思っております。そういう意味ではさっきのクラインガルテンのプロジェクトチームであれ、今までの何度かの一般質問の意を汲んだ市長のそういう姿勢に私は評価をしております。

そういう中でこの水のことでございます。自治体に水商売を始めるということでございますけれども、先般これあるテレビ番組で横浜の市長さん、若い市長さんですよ、出ておられて、横浜はこの水道の水源の山梨県の道志村、ここと組んでここの簡易水道の水を、これはあとで調べたことですが、タンクローリーで群馬の月夜野まで運んでいると。そ

ここでボトルに詰め替えて市民を対象に、今のところはまだインターネットの注文販売ですけれども、これからはちゃんとした営業課長を置いて市民に売っていくんだと。今までの実績だとわずかその9万本ということにしてその収益　収益といっても厳密な黒字ではないわけですけれどもその収益　のうちから200万円をその水源の森林の除草剤であるとか、そういう水源涵養（かんよう）に使っていると。ボランティアのそういう経費に使っていると、そういうことでした。しかしそうして水源を涵養することで、もちろん横浜市民の健全な水の確保すること。それから将来的にはこれは法的な問題があるかもわからんけれどもビジネスにつながって行って、横浜市民のミネラルウォーターの10分の1をこの市で賄っていきたい。市の商品で賄っていきたい。そこから生まれた収益を水道料金のほうにも向けていきたいと、こういう話をしております。

さてそのじゃあミネラルウォーターが今どういう状況にあるかと言いますと、これは先般の新潟日報の記事であります。ごく一部ですけれどもちょっと読んでみます。消費が前年伸びている。日本人の1人当たり年間消費量は約13リットル。15年前の13倍に増加している。先進国と比較するとアメリカの7分の1、ドイツ、フランス、イタリア等の10分の1程度ですけれどもまだまだこれは、今伸びつつあって、なるほどこの棒グラフを見てみると全くきれいな右肩上がりに消費が増えております。水道事情が日本と似ている韓国でも1人当たり3倍程度の消費、日本の3倍程度の消費があるそうであります。また少なくともあと5年は好成長が続き、少なくとも日本人の消費量は2倍にはなるだろう、というふうに読んでいるわけでございます。

南魚沼市には霊峰八海山。これからこう伏流水が市長のちょうど東側の集落でしょうか、非常に豊富な水量と評価の高い性質の水が湧き出ておりまして、今は銘酒八海山の水として使われております。あそこの新しい工場のところまでは、こっちのほうでまた水を引いているわけでございます。首都圏に近い好観光地でありまして、例えばコシヒカリは確かに届くんだけれども、これをとぐ水が全く東京の水道の水では旨い味にならない、ということも聞こえてくるわけでございます。

横浜みたいにわざわざ山梨の水をタンクローリーで群馬に持ってきて瓶に詰める必要もない。どういう結果になるかはわからないとしても、隣町にはああして大手食品メーカーが地下水を汲み上げてそして谷川水系の水として売っているわけでございます。どこと連携しようがまたどういうレベルでこの販路を開こうが、私は行政が率先してこの今のところ健全な赤字も、しかしながら全くそのこれが観光客とかスキー客とかでなくて、目に見えるその伸びが期待できる、こういう部分ですから、まあ果敢にチャレンジしていいのではないかと。こんなふうに考えたもんですから提言を申し上げておきます。

2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

2点目でございます。最大の少子化対策は産後の再就職支援ということでございます。今回も多くの子化対策の一般質問がございました。こう思いをめぐらしてみますと7、8年前、なかなかあの頃は男性議員としてこの議場で男女共同参画であるとか、それとこうつな

ぎ合わせた少子化であることを、言うそういう雰囲気ではございませんでしたけれども、私は取り組んでまいりました。しばらくこう間をおいて、これだけでも男性議員がちゃんとこうして大きな問題として少子化対策をとらえておられる、ほんとに時代もいいほうに関心がかわってきたなと思っております。

市長も先般の質問に対しまして、ドイツ、フランスの例を挙げて答弁をしておられました。この中で一つ私に加えて欲しかったなあと思うことがございました。それはフランスのその手当。非常に厚い手当で、それから税制のほかにですね。出生率の低いドイツでは、育児休業法にフルタイムで復職した女性が26パーセント、これに対してフランスは55パーセントあるわけです。こういう点を一言加えて欲しかったかなあと思っております。

ご存知のようにまあまあ若いうちはホントにまあ結婚をする、日本であれば。そしてある程度勢いで第1子は生まれます。最近は第1子ができてから結婚をする人も多いようですけれども。ただ2子目を2人目の子供を、下の子を作る頃からやっぱり考えてきますよ。お金がかかる、将来。いろんな情報をやっぱり今の若い人たちは捉えていますから、1人大学生になる、そこまでしなくてもということでしょうけれども、1人子供さんを育てるに3,000万円からのコストがかかってくる。もちろんそれ以上ですけれどもね。なんといいですか教育とかそういうことだけでもそれだけかかってくると。

であればやっぱり片親だけの所得で、なかなか2人、3人の子供をきちんと育てていくことは、これはもう不可能と私は思っています。どうしても共働き。しかもちゃんといったん育児休業、産時休業で退職しても、またもとのポジションに、元の経済的な見返りのあるそのポジションにやっぱり復職できなければ、なかなかおっかなくて子供なんか産めません。ここにも少し厳しい調子で書いておきましたけれども、やはり一刻も早く民間の事業所と市長は、市は、ひざ詰め談判をして。なるほど明日も全員協議会で市の子育て支援のおよそのガイドラインが示されますけれども、これを本当に実行するための業者とのひざ詰め談判をおこなって欲しい。私は案はございません。案はございませんが、ずっと前回から申しているような、ただこれの優良企業を表彰するというか、公表するというかそういうことだけではなくて、もっともっと踏み込んだ施策を講じて欲しいな、と思っております。市長の判断を聞きたいところでございます。

3 障害者の「地域生活移行」にどう取り組むか

3点目でございますが、障害者の「地域生活移行」にどう取り組むかということでございます。この冬には南魚沼市にとって明るい話題がございました。スペシャルオリンピックでこれは私の住む行政区の若者でしたけれども、距離でノルディックで金メダルを取った。これは市報でも本当に明るい話題として紹介をされました。しかしながら南魚沼には知的障害者だけでも430人、こういう方々が暮らしておられます。こういう人たちの社会生活を支援するという意味でももちろんあるわけですが、この10月1日までに塩沢に、これは南魚沼郡の福祉会の事業ですけども、1,000平米の敷地に440平米くらいでしょうか、2階建ての授産施設が作られます。定員が25人でありまして、仕事の内容は旧大和地域に

あります食肉会社の食品加工、並びに同じく大和地域にあります自動車部品の部品製造でございます。こういうことを聞いたわけですが、なかなかこの地域にはこういう認可された授産施設がなかった。

しかしながら国としてはだいたい2010年をめどに大型の昔はコロニーといわれておりました。今でもその呼び方は生きているわけではありますけれども、こういう知的障害の方々を収容しているところから、だんだんとその地域に帰していきたい。なぜならばやっぱり狭いところにぎりぎり押し込めて、この人たちは物を言いません。言うなれば亡くなるまで終身刑を言い渡されたも同じであると。また近年は様々な虐待、これが報じられております。やはりこれがしかるべき社会で受け皿を作ったうえで、地域に戻すべきだと。

率先してこれを行っているのが宮城県の浅野知事でございます。浅野知事もかつては厚生省の官僚だったのかなあというふうに私も聞いておりますけれども、そんな頃からのやっぱり思いがあるのだと思います。私ども新政クラブも先般、宮城方面の視察の2ヶ所の1ヶ所として、この船形コロニーという、500人規模の重度の収容施設を見てまいりました。2010年までにまあまあだいたいここを解体していきたい。しかしながら本当に問題はあります。課題が多いです。こういう中でそれでもこの5年間で、150人前後の方々が地域に帰っていきました。グループホームを運営するところもあれば、また独立して一人でアパートに住んでいる方もあります。家族のもとに帰りながらまた授産施設に通っている。ショートステイに通う。そういうこともございます。NPOの法人もところどころにあるようでございます。しかしながら私どもにはその実態は、今回は時間もなかったし、またコロニーの人たちもNPOの実態まではわからないということでしたけれども。しかしながら確実に時代はそういう方向に進んでおります。この430人の方々を、南魚沼市はどういうかたちでこれから社会に帰していけるのか。これを市長の考えを伺った上で、私の考えをまた言わせていただきます。質問を終わります。

市長 中沢議員の質問にお答えいたします。

1 「八海山・銘水ボトル」を売り出し、水道料金を下げよ

この銘水ボトルの件であります。横浜の件につきましては、議員おっしゃったとおりでありますので省かせていただきます。私どものこの市の中では、議員がおっしゃったように雷電様の水、あるいは大崎のなんというところですか、それから五十沢にもありますし、城内の岡にもありますし。そういう湧水がところどころにありまして、この湧水を活用してのビジネスチャンスの可能性については、今現在、調査研究中であります。ただいわゆるそのボトルとして売り出すかどうかということまでははっきりまたわかりませんが、この水を何かのビジネスチャンスに利用できないか、ということについての研究であります。

それでミネラルウォーターの企業は、今、大小あわせて400社だそうであります。銘柄は450銘柄。市場の拡大とともに、競争も相当拍車がかかっている今値下げ、値下げということでもありますね。で、商品開発のその障害といいますか、バリアがこの水道水源としての既得権、それから安全、安心のための設備投資、過当競争における販路の確保、これらあ

げればそういう問題が出てきますが、これを1つ1つクリアしてその事業展開で利益を出せる、それを水道料金に還元できるということであれば、これはもう本当にありがたいことでもあります。今、申し上げましたようにミネラルウォーターといいますかそのボトルという部分も含めてのこの水についてのビジネスチャンスも、今、調査研究中ということですのでひとつご理解をいただきたいと思います。

それからこの雷電様につきましては以前、カネボウ化粧品だったと思うんですけども、あその水をとにかく化粧水に使いたいからということで、地域の方に話をしたんですけども、地域の皆さん方はだめだと。そういう事業に対する水は売れないということで一度断った経過もあるようであります。

2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

2番目に少子化対策、産後の再就職支援であります。これは議員からもおっしゃっていただきました、フランスとドイツの例を挙げた際に、私とその数字はちょっと挙げませんでした、確かに。ただフランスでは再就職支援に対しての非常に手厚い、なんといいですか措置があると。これは本当にそうだとありまして、フルタイムで再就職しているフランスの女性の方というのは、日本は何かその30歳から39歳くらいの女性、M字型だそうでありますね。トタンと落ちるということです。フランスはこの逆U字型だそうです。その部分がぐっと就職する率が上がっているそうあります。確かにそういうことを国でもきちんとしているということになると、本当にこれは効果があるものであろうと思っております。

私どもの市ではずっと申し上げてきましたが、その300人以下の企業というのがもう大半、圧倒的であります。ほとんどでありますので、その皆さん方は努力義務としてそれぞれの事業所で少子化対策についての行動計画という、これは努力義務がありますからなかなか簡単にそれを提出していただくということにはならないと思っておりますが、これは前から申し上げておりますように、私どもの方でとにかくそういうことについての協力をお願い申し上げよう。当然この産後のこの再就職というのは大きな大きな柱の一つであります。前にも含めましたが、直接企業を訪ねてやっぱりお願いをしてこなきゃならんだろうと、ある大きな部分はですね。そういうことでひざ詰め談判という表現も使いましたけれども、そのくらいのことをやりながら、やはりトータル的な支援策でありますので、この再就職支援というのは本当に大きな柱だと思っておりますので、私たちも一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

3 障害者の「地域生活移行」にどう取り組むか

障害者の「地域生活移行」。これはもう議員は、この地域の状況とかそういうことはすべて把握をしていらっしゃるんでしょうかね。あるとすればいちいちこの数字的なことはもう読み上げませんが。障害者の自立支援法、これはもう近々成立するか否かというところでありまして、この法律に基づいた具体的な障害者福祉制度が、まだ全く示されていないということです。先ほど出ました食育基本法も同じですね。何か大本だけはバンと出てきますけれども、なかなかその具体的な部分が見えてこないということでありまして。ただこの

地域生活と就労を進め自立を支援する、という目的はそういう目的でありますので、「障害者福祉サービスを一元化する」「障害者がもっと働けるよう支援する」「地域の社会資源を活用し、身近なところでサービスが利用できるよう規制緩和する」これらが主たるこの目的部分に入っているそうでありますけれども、まだごく具体的なところがわかりませんので、期待をいただいたほどの答弁ができるかどうかちょっとわかりませんが、現在この近隣の福祉法人、それらもこの法の施行を想定したグループホームとかですね、そういう部分の受け皿作りといいますか・・・（「簡単をお願いします」の声あり）そうですか。それじゃあ一番簡単な方法は、今後の関連予定でありますけれども。今申し上げましたようにこれは18年度に計画策定、19年度からの計画実施ということになると思っております。そんなことで今、私どもの市でどれだけのことをどうしているという具体的な方法は、まだ提示できるところに至っておりません。以上であります。

中沢俊一君　簡単にと言った意味が別にとられたみたいでして、簡単な説明をお願いしたいというふうに言ったつもりでございます。失礼しました。

1 「八海山・銘水ボトル」を売り出し、水道料金を下げよ

そういう中で、銘水についてはわかりました。それぞれ今まで様々なそういう試みがありましたでしょうし、地元の間人であれば、少なくともこの水を何か活用できないかなということは、1度や2度は必ず思ったと思っております。そういう方向で具体的な取り組みを、本当はしていただきたいんです。こういう伸びるチャンスがある、確かに過当競争がありますし、メーカーも増えていることはわかりますけれども、行政のその姿勢として私はやっぱりそういうことを市民に見せて欲しいと思っております。

2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

2番目でございます。女性がその仕事場、社会に出て行くことが、子供を産まなくなる原因であるというような見方が、まだまだ強いような気がするんです、はっきり言って。やっここで閣僚クラスが腰を上げまして、先般の新聞記事によれば、この7月からようやく関係閣僚4名でしょうか、再チャレンジ支援策検討会議を立ち上げると。これについては予算措置もしていくということでしょうけれども。

私どものクラブで4年ほど前に、札幌の市役所に男女共同参画ということでちょっと調査に行ったことがございました。担当官が開口一番、この男女共同参画という考え方は、体験者でなければまずわからないんだ、ということをおられました。いくら勉強しようが何しようが、例えばここにおられる、議員さん課長さん、だいたい親父さんが稼いでおられて奥さんがそれを育児、家事、内助の功で支えてこられた、こういう家庭が私は多いと思っております。なかなか、たとえば女性であろうが男性であろうがそういう家庭で育った人間にしてみると、頭の中でわかってても本当のその辺の意味がわかってこない。これを言われたものですから、ぎゃふんときたわけでございます。

ただ私が幸いだったと思うのは、なかなか個性の強い女房でして、すっかり私は飼いならされてしまいました。ですからこの男女共同参画のいい面を私は実感として感じております。

仕事に出るということは、もちろん経済的な面もありますけれども、自分の自己実現ができるということでしょうから、ある意味いろんなかたちで自信が持てるわけでございます。こういう統計を見てもあれですよ、なかなか専業主婦のほうが、かえって子供さんを産む人数が少ない、また育児ノイローゼの率が高いということがあります。なかなかやっぱり一事に向き合っていると、自信が持てない部分も私はあると思っています。

一例を挙げますと、私事ですが12年近く前になるんですけども、大和町を訪れたアメリカの女性企業家のグループがございました。ほんの短いショートステイでしたけれども、私のところに通訳を通じて2人の女性企業家が一晩ですけどね、来ていただきました。1人の方は48歳で3人の子供さんをお持ちであります。結婚が33歳。35歳の時に第1子をもうけ、その後に第2子をもうけたと。43歳になったらもう一人どうしても欲しくなって44歳で第3子をもうけたと。その方は150名の弁護士を抱える弁護士事務所の副所長でございます。旦那さんは設計士。非常に忙しい中でありまして、そうして夫婦2人で3人の子供さんを、本当に欲しくてもうけてそして育てておられる。私はやっぱり女性が自信を持って生きるということは、いい子供さん、いい家庭、いい夫婦、これを作ることだと私は思っておりまして、それがやっぱり人間の生き方をずっと追求してきた北欧、フランス、150年からのそういう生きるということの研究をやってきた国で、やっとこの頃、社会進出と同時に子供さんがちゃんと産まれてきている、そういうふうに私は繋がっていると思います。

なかなか女性は家庭というところでは、こうして経済が発展してくればくるほど子供さんが少なくなってくる。こういう時期を早くこの地域としては捉えてクリアをして、次の時代に進んで欲しい。そういう意味も含めて私は、まず役場からまた事業所から、経営者の皆さんから、そういう点を理解していただく。そういう努力を市長から先頭に立ってやってもらいたいと、そういう思いがございまして。なかなか難しいと言いながらですけども、そのなんといいですか意気込みを、一言で結構ですから聞かせていただければ幸いです。

3 障害者の「地域生活移行」にどう取り組むか

それから障害者のその受け入れですけども、私はやっぱり支援センター的なものが近い将来いるかな、というふうに感じております。この地域には無認可の授産施設もあるわけですけども、なかなかスタッフの皆さんが十分な経済的な報酬を得てやっているとは到底言えません。しかしながら本当に通所者の皆さんの個性からなにかからよく知り抜いて、非常に厚い指導をした上で授産活動をやっておられる。私は本当に行くたびに頭が下がるわけでございますけれども、ただただいつまでもあれが続いていくというわけには、私はいかんと思っています。

やはりしかるべきそういう行政のほうからの支援をした上で、総括的ないろんな意味での、そのショートステイからもちろん授産施設からグループホーム、いろんなものに目配りをした中での支援センター的なものを、どうしても私は欲しいと思っています。その考えがお

ありがとうございます。以上です。

市長 1 「八海山・銘水ボトル」を売り出し、水道料金を下げよ

水につきましては申し上げたとおりでありまして、考えられるそのビジネスチャンスといえますかそれらを今、調査研究中でありますので、どうかたちが出てくるかまだ私にもわかりません。わかりませんが、あらゆる可能性を追求していきたいというふうに考えております。

2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

この子育て支援策といえますか、今、中沢さんがおっしゃったことにつきるわけですが、今はまた風潮的に、例えば今度は家庭に入っている女性がちょっと遅れているんじゃないかというような風潮も若干あるわけであります。これはお互いが夫婦で話し合えば二人で稼いでもらおうとか、いやお互いが了解すればですよ、じゃあ家庭にいて子育てを専門でやろうとか、家事専門でとか。それはお互いの話ですから別にこちらが押し付けることではありませんけれども、全般的にはもう当然、男性も女性も仕事をすると。別に経済的な理由ばかりでなくてですね。今おっしゃったようにその自己実現のためもあるろうし、いろいろあるろうかと思えます。そういう方向だと思っております。そういう方向にもう流れてきておるわけですし、その方向がよりよい方向だというふうに今、こう定義的にはされてきているわけですので。ただあくまでもこれは個人の考え方ということもあるろうかと思えます。

子育て支援。これはこのことに限ったばかりでなくて、トータル的にやはりやっていかなければなりませんので。昨日から申し上げておりますように、もうわが市の本当に一番大事な柱だというふうに感じております。これもあらゆる方法を検討しながら財政的な支援も当然必要な部分もありましようし、気分といえますか気持ちをそういうふうに醸成するというそういう部分もありましようし、いろいろですけれども、いずれにしましても全力をあげて、この子育て支援、少子化対策と合わせた問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、またそれぞれご提言、ご支援をお願いしたいと思っております。

3 障害者の「地域生活移行」にどう取り組むか

この障害者の地域移行の関係で、その支援センター的なものが必要になるのではないかと。これもちょっとわかりませんので、当然ただ宮城県が行っております施設解体といえますか、施設から解放していこうという部分について、それをやるだけであとは何でもないよなんていうことではないわけでありまして、この自立支援法も当然その市町村のやるべき部分とか、そういうことは出てくると思えます。私どもも今この数字としてさっき言いました、さっきはちょっと省きましたが、相当数の障害を持っていらっしゃる皆さん方がいらっしゃるの、この皆さんに対しての部分はどうしていけばいいのかという、この自立支援法と絡めてこれからきちんと検討をさせていただきます。支援センター的なものが必要になるのかもわかりませんし、別の対応ができるのかもわかりません。これまたちょっとここで私が申し上げられなくてすいませんが、こういう支援センター的なものも含めて、これからきちんと検討させていただきたいということですのでよろしく願いいたします。

中沢俊一君 2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

2番目の点でさっき市長がおっしゃられたとおり、何もその家庭にその入って子育て、家事、この女性たちを決して軽く見るものではございません。全くその人その人の、要は選択が活かされるということです。そこだけひとつ私も心得ているつもりでございますから、ここで確認をしておきたいと思います。

3 障害者の「地域生活移行」にどう取り組むか

3番目の件ですが、やはりそういう支援センターというものの是非も含めてですけども、全部をこれまた公が見ていくこと、これはやっぱりかなり無理もあると思っています。でありますから民間のNPO法人であろうがなんであろうが、そういうことをちゃんと行政のほうでアドバイスしたり力になったり、あるいは行政の仕事をそういうところにこう委託していくと。そんなことも含めてご用意があるかどうか聞かせてください。

2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

それからまたもとのポジションに さっきの2番目の件ですけれども、もとのポジションに 女性が子供を産んだ後に入れるかどうか。これはまた経営者さんと市長との話し合いの中で、私はお願いをできることだと思っておりますので、この辺についてひとつ答弁をお願いします。

市長 2 最大の少子化対策は産後の再就職支援

この再就職支援につきましては、これはやはり当然企業を訪ねる時はそのこともきちんとお願いをしなければなりませんし、また支援策行動計画的なものをそれぞれ企業の皆さん方から作成していただきたいということの中にも、具体例としてこういうことだとか、そういうことはきちんと挙げてやらなければならないと思っております。ですので企業訪問する際は、特にこのことについては念入りをお願いしていこうというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

3 障害者の「地域生活移行」にどう取り組むか

支援センターにつきましては、これ新市建設計画の中には盛り込まれてあるそうではありますが、このそういうものが必要になるかどうかということは別にいたしまして、宮城県の方でやっぱりこういったといいますか目指すべき施設解体、まずはそれが可能になるための地域生活支援の施策の充実だというふうに。当然なことでもありますので、そういう面も含めてきちんと対応をしたいと思っております。新市建設計画の中には、この支援センターという項目が盛り込まれておるそうでもありますので、一応ご参考までに報告を申し上げておきます。

中沢俊一君 終わります。

議長 以上で15番、中沢俊一君の質問を終わります。

次に質問順位25番、議席番号9番・牛木智恵美君の質問を許します。なお、9番議員から怪我のため議席での質問の要望がありますのでこれを許します。

牛木智恵美君 自席での一般質問を許していただきましたので、自席にて質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

男女共同参画の理念は

男女共同参画の理念はということでお願いいたします。男女共同参画推進への取り組みがようやく具体的に始まり、現在準備会で検討が進められております。男女共同参画社会とは、男女の特質まで否定するものでは決してありません。ただ、いつの間にか作り上げられてきた男は外、女は内、男は仕事、女は家事といった固定的な男女の性差的役割分担の意識は、これを変えていかなければなりません。例えば夫は外で仕事をして収入を得、妻は家庭で家事や育児という従来からの型。あるいは妻が外で仕事をして収入を得、夫は家庭で家事や育児というそういう生き方もあっていいのではないのでしょうか。

それは個々人の選択の問題であり、男だから女だからこうあらねばならないと、決めつけられるものではないからであります。例としては少し極端かもしれませんが、男だから女だからと固定的な考え方にとられることなく、お互いに大変なときには手助けし合おうという柔軟な考え方を持ち、また社会もそれぞれに個々人の選択を、みんな違ってみんないいと受け入れられるような受容性を持つ。それこそが男女共同参画社会であると、私はこのように思っております。それには個々人の意識の変革はもとより、社会全体の意識の変革なくしてはあり得ないことですし、意識を変えていくということは大変に難しいことでもあります。価値観、労働観、人生観、結婚観とすべてが変わらざるを得ないであろうとこういうふうに思っております。

今、問題となっています少子化も、参画が進むほど出生率が上がっているというデータもあり、少子化対策と共同参画とは車の両輪であるとの認識も必要とされております。さらに当地においては、少子化対策としての結婚対策も非常に重要であると考えております。結婚しなければ子供は生まれない、もしくは婚外子というようなことも考えられますけれども、これも社会全体の意識が変わらない中ではなかなか難しいかなと、こういうふうに思っております。

ここに平成16年、昨年の新潟県男女平等社会作りに向けた県民意識調査のデータがあります。その中で男は仕事、女は家庭を中心とするほうがよい、という考え方について男女間に意識の差があり、男性の方が男は仕事、女は家庭という考えに賛成する人の割合が多くなっております。15歳から19歳までの若い女性は、男は仕事、女は家庭という考え方に賛成をする人は0パーセント。どちらかといえば賛成11.8パーセント。反対、どちらかといえば反対が合わせて82.4パーセントとなっています。20歳から29歳の女性ですと、賛成が2パーセント。どちらかといえば賛成23.5パーセント。反対、どちらかといえば反対を合わせて72.6パーセントとなっています。ちなみに70歳以上の男性は若い女性の意識とは、まるきり逆の結果となっております。男は仕事、女は家庭という考え方に賛成、どちらかといえば賛成が合わせて70.2パーセント。反対、どちらかといえば反対が合わせて11.7パーセントと、こういうふうになっております。この世代間、男女間の意識の差というものは、非常に大きなものがあり、互いに考え方が違ったとしても認め合っていくということが必要であろうと思われれます。

男女共同参画は男性や障害者にとっても生活しやすい、地域参加しやすい社会を作ること
に他なりません。男性が家庭や地域でも活躍するためには、ワークシェアをおこなってその
時間を生み出す必要があるでしょうし、経済性ばかりではなく効率性ばかりではなく、生活
そのものを楽しむというスローライフ的な価値観が必要であると考えられます。また社会的
な風潮、批判、社会慣習の中での男女の平等観は大変に低く、全体の90パーセント近くが
平等ではないと感じています。この不平等感の解消も大きな社会的課題であります。個性は
性差を超えるといいますが、男性も女性もそれぞれ持てる個性を十分に発揮して、ともに社
会参加していくことが待ち望まれます。

この男女共同参画社会の実現を推進するにあたって、まずその理念が必要であると思いま
すが、誰がどこでどういうふうに決定していくのか。また市民会議、庁内会議と別々に検討
を進め、さらにその上部組織で意思決定していくと言われますが、一同に会して議論して行
く必要はないのか。また、通告にはありませんでしたけれども、男女共同参画の意識を高め
るためには、広報が非常に重要であるところと思います。合併の時のように折々に特集を組ん
で住民に知らしめる必要があると思いますがいかがでしょうか。以上、お伺いいたします。

市 長 男女共同参画の理念は

今のところ私は足は全くどうともありませんので登壇させていただきました。牛木議員の
質問にお答えいたします。前段の議員のおっしゃったことはそのとおりでありますので、こ
の理念ということについてお答え申し上げます。まずこの男女共同参画社会の推進について、
国の内閣府男女共同参画局が担当をして平成11年にこの基本法ができたわけでありまして。
この法律の総則の中に基本理念というのがありますけれども、「男女の人権の尊重」「社会に
おける制度または慣行についての配慮」「政策、方針の立案及び決定への共同参画」「家庭生
活とその他の活動の両立」「国際協調」この5項目が基本理念ということで、この法律の中
には謳われているわけでありまして。この基本理念を受けて、県や市町村においても同様の理念
に基づいて推進するというようになっております。ただこの理念を受けての各自治体の施策
等については、当然のことながらそれぞれの地域の実情や特性を活かした取り組みになるこ
とは、これはもう論を待たないわけでありましてからそういうかたちになっております。

それで「推進組織」についてであります。現在準備会を進めて立ち上げていることはご
承知おきだと思っておりますけれども、これから啓発活動への取り組みと推進組織の在り方につ
いての検討を今進めているということでありまして。推進組織体制については、市民を対象とし
た「推進市民会議」と行政における「推進庁内会議」の二本立ての構想を考えると、これはも
うおっしゃったとおりであります。さらにその取りまとめ機関として、両組織の代表からな
る「推進審議会」の設置を今検討しているということでありまして。当然のことながら推進の
過程において必要に応じて市民会議と庁内会議との合同の議論の場を設定するように、今配
慮をしていると。今年その準備会をある程度こう進めていきまして、来年、来年度予定だっ
たか、どちら。来年立ち上げる。まあそういう会議を立ち上げるということに今設定をしな
がら進めているところであります。

広報につきましては、おっしゃるとおりでありますのでその時をとらえ、時期をとらえながら、何度になるかということはちょっとわかりませんが、その今の準備会等のあらまじや、こう進み具合とか検討課題はこういうことだとかというそういう部分を、時をとらえながら広報にまた掲載していければと思っておりますので、よろしくまたご指導をお願いいたします。あんまり簡単で、前段部分もそっくり抜いてあります。よろしくお願いいたします。

牛木智恵美君 男女共同参画の理念は

大変に簡潔なお答えをいただきましてありがとうございました。この男女共同参画ということにつきましては、それぞれの意識変革、また社会のそのなんといいましょうか、底を流れる基本的なその考え方がやはり変わっていかねば、この男女共同参画ということは実現できないと、こういうふうに思っているわけでありましてけれども。それぞれアクションプランであるとか、その条例を設定、条例を作りましても、どこの自治体も男女共同参画に対するその住民の意識というものがなかなか高まらない、という現状があるようであります。県の実現目標値もあるわけでありまして、なかなかこれをそのまま達成するのも難しいという。達成できない目標値を、ちょっと引き下げなければいけないというような場合もあるようであります。それほど意識の改革というものは難しいし、時間のかかるものであるとこういうふうに思っております。今やっとその第一歩が実際に踏み出されようとしているわけでありましてけれども、これを倦まず弛まず取り組んでいくことが必要であろうと、こういうふうに思っております。

ただこの男女共同参画社会の実現ということには、非常に大きな意味があることでありまして、その考え方の浸透とか理解には時間がかかるとしても、これは必ず成し遂げていかねばならないことだと思っております。そのために住民、企業に対する働きかけと広報との両輪での、具体的な行動を誰かがやはり旗を振らなければ一歩も前に進むものではないと思っておりますので、具体的な行動を続けていただきたいと思っております。難しいことであると、けれども難しいことであると、こういうふうに思っておりますが、一言推進に対する覚悟の程をお願いしたいと思っております。

市長 男女共同参画の理念は

この問題でやっぱり一番こう阻害要件といいますかこれは、この理念の中に書いてありますけれども、社会における制度または慣行についての排除といいますかこれをどう変えていくか、打ち破っていくか。それからもう一つはですね、政策、方針の立案。そういう立案決定への共同参画、ここに。今、市でも六日町時代からやはり各種委員会とかそういう部分に、女性の方を登用すべしということでそれぞれ努力をしているわけでありましてけれども、非常にやっぱりお願いしてもなっていないだけなかったり、委員になっていただいても、その委員になっている期間中一度も発言をしないとか、やっぱりそういう部分がまだ女性の方にもあるんですね。ですからそれをどうして啓発しながら打ち破っていくかと。ですから女性の皆さんも、やっぱりこう、言い方は悪いですけども皆さんのようにこういう議会とかです

ね、特に農業委員でもそうですし、そういう部分にやはり自分から進んで出馬できるような体制　これもやっぱり家庭や社会の中でいわゆる男社会と言われている部分がそれをきちんと見直して、女性が立候補できるような機運を醸成したりと、これも必要だと思います。けれども女性の皆さん方もやはりそういうなんといいますか踏み切り、これをある程度やっていただかないとだめだと思っております。

今、私もこの市役所の職員の関係も、ある方に市役所に係長以上の女性なんてほとんどいないじゃないかと。男女共同参画に反します、なんて言われたんですが。そうでなくて今、例えばそういう立場になっていただける方が育っていなかったということです。これから育てようと。その代わり、その代わりですよ、私が申し上げているのは女性だから　さっき牛木さんがおっしゃったように、女だからそういう仕事はできないとか、女だからこういうところには出れない、それではだめだと。そこだけは強く申し上げて、やっぱりそういう部分もこなすと。ただ無理なことを言っているわけじゃないですね。体力的に無理だとか生理的に無理だとかそういうことは申し上げませんが。ああいう仕事は女がするものではないとか、そういうまだ考え方が女性の中にもある。その辺をお互い払拭しあいながらやっていかなければだめだと思っております。具体的行動をどうということが具体的行動になるのかちょっとわかりませんが、自分の口から言葉として発する部分も、これは具体的行動だと思いますので。この職にある限りは持続させていただきたいと思っております。覚悟の程を申し上げました。

牛木智恵美君　男女共同参画の理念は

一言付け加えてお話ししたいと思います。今お話を聞いてまして、確かにそのとおりでありまして、女性も女だてらにそんなところに出られない、男性に任せておけばいいという、大変にそういう強い声もありますが、これは本当に長年女性がその男社会の中で生きてくるにあたって、やはり世間の風といいますか、女だてらに女のくせにというような風当たりももちろんあったわけでありまして。そういう点では私も男性の意識の変革もさることながら、女性自身も変わっていかなければならないと、こういうふうに思っておりますので今後ともよろしく願いをいたします。以上です。

議　長　以上で9番、牛木智恵美君の質問を終わります。

休憩動議ができました。休憩をします。2時50分から再開をします。

(午後2時27分)

議　長　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後2時50分)

議　長　休憩前に引き続き一般質問を続けます。

質問順位26番、議席番号5番・大久保栄一君の質問を許します。

大久保栄一君　「子育て支援」待ったなし

質問を許されましたので、「子育て支援」待ったなしというような表題で質問をさせていただきます。今議会の一般質問には少子化対策、子育て支援についてはまず21番議員、若井

議員。14番、笠原議員の保育料の議論。それから30番、牛木議員に市長は子育て支援に高齢者の豊富な経験と知恵を生かしていただきたいと結んでおられます。さらに15番、中沢議員。この後27番、和田議員が控えております。いかに今こそが将来に向かって子育て支援待ったなしというその認識にたった時ではなかるうかと思っております。6月1日、厚生労働省は04年の合計特殊出生率の平均は1.2888と発表をいたしました。小数点以下3位を四捨五入する方式だそうです。よって、1.29、これを使っておりますが03年度は性格には1.2905を1.29としていたのであります。これで4年連続で過去最低を更新したということになっております。当市でも平成15年の合計特殊出生率は旧六日町1.69、同じく大和町では1.30といわれます。これは平成15年度と比較すると六日町は91パーセント、大和町は76であり、旧大和町の場合、同じ率で減少するとすると、平成20年には1.0を割り込むと、いうその計算も成り立つ危機的な状況になっていると私は重く受け止めております。

かえりみれば国も少子化対策に手をこまねいていたわけではありません。失業対策にしる、フリーター対策にしる、子育て支援対策にしる。しかしながらこれくらいやればいいたろうと様子を見ながら対策を小出しにしたように思えてなりません。特に少子化対策・子育て支援対策は思い切った総合支援対策に取り組まなければ、その成果は期待できないことがやっとわかってきたように思っております。子育て支援実施にも、過去は大企業の正社員や公務員にしか視野に入れてなかったところに疑問を私は持っております。今、平均を上回る2子、3子を出産しているのはどのような女性だろうということで近辺を見渡す時、多くは安定した職場を持つ人たちです。何人出産しようが職場を失わない。現在、将来とも経済的な不安もなく子供を産み育てられる人ではないだろうか。そういう人とそうでない人、これは対極にいる人と言っていると思いますが、社会構造が二極化し、さらに格差が広がってきたのが昨今の実態と認識せざるを得ないところでございます。

国の少子化対策は平成2年に始まっております。その前年の出生率が丙午の迷信から出産を控える人が多かった39年前の実績さえも下回った。いわゆる皆さんもうご承知の「1.57ショック」がきっかけといわれております。その後さまざまな計画がたてられメニューは出揃った感がありましたが、実効はあがらない。急激な少子化の流れを食い止めるため、03年の次世代育成支援対策基本法の制定。さらに04年の少子化社会対策大綱の策定などからうかがえるように、少子化の進行はゆゆしき事態とみなされた結果、国や地方公共団体による具体的な施策の策定だけではなく、自治体、企業にも協力を求めてきております。当市でも17年3月に平成21年までの5年間の前期、次世代育成支援行動計画が策定、今説明に入ろうとしております。実効にはおおいに期待するところでございますが、はたして風が吹くか、その未知数の部分も多くあるような気がしております。それによってその行動計画の内容を少し見ただけで次に伺いたいと思っております。

子供と親を取り巻く社会状況が大きく変化し、保育ニーズも多様化していることは誰しも認めるところでございます。行政もその流れに遅れず対応していこうという姿勢に10月の

塩沢町との合併を期に、強力に子育て支援を推進するための子育て支援課を設置、子育て広場構想、親の立ち寄り場所作りは、子育て時代の方々には、安心の提供であり朗報であると同時においに期待されると思っております。

1の のファミリーサポートセンターについて伺います。ニーズ調査では要望が低く、現時点ではその必要はないとのことですが、私はこれは重要課題と認識し、直ちに体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。最近よく聞くようになりましたが、県でも産業労働部それから労政課が窓口になりその制度、活動状況等については積極的に案内をしております。県の長期総合計画、安心子育てサポート戦略での位置づけの中では、04年度の実績は新潟市の2組織ですね、ほかに11の市町村で実施されております。隣の小千谷市でも実施されております。今後は組織、体制はどうあれ必ず子育て支援には不可欠になってくると考えられます。そういうことで市長の見解を伺いたいと思います。

の計画位置づけに、男女共同参画計画が顔を出しております。1990年後半以降少子化対策として有効と考えられているのは、男女共同参画社会の実現だと決めつけられたような感がありました。このことについて市長の見解を伺いたいわけでございます。男女共同参画社会の実現と少子化対策が結びつくようになったのは、女性の労働力率の高い国ほど出生率も高いと。そういうその国際データなるものがあり、云々されてきたわけでございますけれども、実際は女性の労働力率と、出生率の相関関係はほとんどないというその詳細な調査がされております。多くの女性が労働市場に参入しているかどうかと、子供がよく生まれるかどうかは、基本的には無関係であるというその結論をされております。

男女共同参画社会の実現には、ぜひとも強力な支援、推進が必要であることは言うまでもありません。市でも17年度は社会教育課の支援を得て、市民の皆さんも真剣に取り組んでおります。取り組み次第では大きく前進するものと思っております。私も応援したい一人ですが男女共同参画社会の実現の是非は、少子化対策とは別に考えられないかということになってきております。これまであまたの少子化対策が少子化の流れに影響がなかったことを踏まえて、男女共同参画社会の実現のための施策と出生率とを安易に結びつけることの妥当性を検証する意味でそれを市長に伺うものでございます。

さらに でございますけれども、「子育て特区」の申請等により育児保険制度の創設など、自治体としてまず全国に先駆けた研究を行う考えはないかということでございますけれども、これはおそらくあまりその実入らない話であろうかと思えます。市長は21番議員だったでしょうかね、その時の答弁にもね、フランスの例あるいはドイツの例等々を挙げていろいろと答弁をされております。しかし子育ての障害は、という観点から詰めてくればくるほど経済的負担というところに突き当たります。3月議会でおそらく4番議員の一般質問の中でてきたと記憶しておりますが、社会保障関係の数値で児童、福祉、家庭関連の費用が高齢者の関係と比べると70対4、これは正確に私は調べたんですけども、68パーセントと3.8パーセントというその著しく低下していることがあげられております。国際比較でもドイツ9.03、スウェーデンは10.53でございます。それに比べて日本の子育て支援の経済的

支援は極めて低レベル、そういわざるを得ません。

子育てが割に合わない社会では少子化が一層進み、悪循環が起こり得るものと認識するわけです。多くの調査では子育ては経済的にも精神的にも負担がある、そういうことはトップを占めております。にもかかわらず子育ての経済負担さえカバーしないで、個人の選択にまかせては出生率は低下するのは当然。社会保障や経済すべてが次の世代に支えてもらって成り立つという世代間連帯というか、そういうものに対する配慮が今までどうもなさすぎたようにも思います。未来の人材を育てる不断の社会で、どのように思案をするか、国の社会保障が若者の信頼を存続できるのか。重要な支援だと思うわけですが、現状では子育て負担を担う世帯と担わない世帯との格差も大きく、よってあえて負担を選ぶことをしないほうが楽だという、子育てを放棄した社会になりつつあるように思えてなりません。

これは私がちょっとプライベートな問題でお話をしなければなりませんけれども、このについてはですね。4年くらい前になりますでしょうか、私の妹の子供が仙台で結婚することになってその時、衆議院の大蔵大臣をされ、あるいは総裁選挙にも出られた三塚さんという方が仲人されていたわけでございます。その席にももちろん仙台市長、あるいはその大学の先生方等々が来られておりましたし、私もその中でいろいろと談笑する時間がありました。その時、やはりこれからの社会は、育児保険制度、社会保険制度と同じ育児保険制度の創設、これがおそらく3～4年後には大きくそのクローズアップされてくるだろうと、そういう話をされておりました。私、その時は何もわからなかったわけでございますけれども、いろいろの国々の問題等々をかみ合わしてみると、やはりそれは社会全体でもう支えきれなくなって、個々に任し支えきれなくなった子育て支援を、やはり国家が支えなければならぬというようなところまでできているのではなかろうか、というように感じるようになったわけでございます。それが育児保険制度の創設ということにつながってきているのではなかろうかと思っております。

市長もはじめの答弁の中で、フランスの例を挙げておられますし、ドイツの例も挙げておられます。フランスの24種におよぶ家族給付は、やっぱり人口政策としては有子世帯の経済的負担を社会で支える、そういう目的で整備されてきております。出生率が低下すると一層給付をその強くすると、充実させるということが顕著になって回復を果たしてきたように思われております。子供を養育という家族的負担は、医療と同様に社会保険の対象となる社会的危機、危険との認識から今ほど申し上げた育児保険制度の創設、これをひとつ今度は研究しなければならないだろうと私は思っております。このことについてはやはり2002年だったでしょうか、岩手県立大学の池田さんという大学教授がいろいろと述べておられますけれども、近い将来必ずそういう時代が来るといようなことで、子育て支援には一石を投じるかなと思って私も聞いてきたわけでございます。この3点について市長の見解をお伺いしたいと存じます。

市長 「子育て支援」待ったなし

大久保議員の質問にお答えいたします。このファミリーサポートセンターの件についてで

ありますが、これは就業形態やライフスタイルこれらの多様化によりまして、親の幼児教育・保育ニーズも当然のことながら多様化してきているということでもあります。地域によっては既存の制度の枠組みによる連携だけでは柔軟に対応できない状況ができてきているということが指摘をされております。その中で新たな取り組みとして、試みとしてのファミリーサポートセンター、この設置を考える必要はやはりあるだろうというふうに思っております。需要と供給の間を取り持つ、これがファミリーサポートセンターの役割でありますので、いろいろ申し上げてもやっぱり成功の鍵は会員の確保だというふうに思っております。

これは具体的には来年上町保育所を建設いたしますけれども、ここに支援センターは設置するわけですが、このファミリーサポートセンターについてもその中でちょっと検討してみたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

16年度の県内の状況では県内の設置数は12ヶ所です。新潟市に2ヶ所、あとは長岡、上越、新発田、燕、見附、柏崎、小千谷、妙高、糸魚川、そして吉田町。ボランティア数が3,488人いらっしゃるようであります、活動件数は2万4,578人ということだそうであります。前段申し上げましたようにその必要があるかという考え方です。その支援センターを、これは子育て支援センターですね、を設置する中で共通の課題として検討していきたいというふうに考えております。

男女共同参画社会の実現に向けてのこの取り組みの見解ということでもあります。ずっと申し上げておりますように、この少子化対策、子育て支援、これは本当に相当幅広い分野を一つにまとめなければできていかない。非常に幅の広い総合的行政分野だと思っております、当然その男女共同参画というのもその一端を担っていただくという部分では一つのこう柱でありますけれども、このことだけをやってじゃあ子育て支援や少子化対策になるかというところではない。いろいろの複合的な中の一つだという私は考え方です。この今後のこの男女共同参画社会推進この取り組みの中で、少子化対策についても項目としてあげてこの男女共同参画の中でもこちらでもあげていこうと。そして子育て支援の中でも男女共同参画の部分を取り込んでいこうという、両側に上手く作用するような方向を考えていきたいと。

具体的なテーマとしては、ライフスタイルの変化に即した結婚問題への対応。就業分野における男女共同参画の推進。仕事と子育ての両立を可能とする家庭内の男女共同環境の見直し。等が主要なテーマだろうというふうに今のところは考えておりますが、また大久保議員の方からもご指摘がありましたらまたいただければありがたいと思っております。

「子育て特区」の申請による育児保険制度。私、昨日もちょっと申し上げましたこの子育て支援・少子化対策、相当のやはり財源が必要になると考えます。議員おっしゃったようにやはり経済的な支援といいますか、このことが非常に大きなウエートを占めるという部分もありますので、勢いこの財源がどうなるんだという。若井議員のほうからは、都市計画区域の拡大による都市計画税の増収をそれに当てようという話もあります。大変ありがたいご提言だと思っております。私もこの保険制度ということとは別個に、時限的に例えば市民の皆さん方に一定負担をお願いしなければならないということも生まれてくるやもわからんとい

うことを昨日も申し上げたところでありますが、それらも含めて南魚沼市としての独自の方法は考えたい。ただこの保険制度が国で法律が施行されて、これが実際にできるようになれば、市としての新たな財源としての、ある意味では負担増はしなくても確かいいということになると思いますので、この保険制度、育児保険制度の帰趨（きすう）を見守りたいわけがあります。けれどもなかなかどうも反対、反対論の筆頭としてこの子育てを終えた世代や、子供を持たない人に負担増となるだけ理解が得られないという、この部分は非常にある意味ではやはり重いものがありまして、なかなか実現するのは難しいのかなと。ただ、介護保険であっても同じですよ。介護保険もその介護の適用を受ける人と、一生涯受けないで終わるといって失礼ですけどもそういう人がいるわけですから。そう思えばやっぱり国の施策で、地域の存続のためにというその存立のために、皆さんがそれぞれ相互扶助をしていこうという精神に立っていただければ、子供がいなくなるとか、もう子育てが終わったとかそういう部分は払拭されていくのではないかなと思っておりますが。

もうひとつはこの目的とする出産増が実現すると、逆に保険財政が悪化するというこという、今の介護保険もその状況にきて、結局また保険料の値上げとかという部分が出てくるわけです。そういう問題も出かねない。これはその時々の中で修正をしていけばいいことではありますが、できればこの制度が創設をされれば私はありがたいと思っておりますけれども、相当難しいというふうに考えますので、市としてどこまでどういうことを考えられるか、これから具体的な検討に入らせていただきたいと思っておりますので、よろしくまたお願い申し上げます。以上であります。

大久保栄一君 「子育て支援」待ったなし

ファミリーサポートセンターのことをございますけれども、塩沢町との合併をついに10月ということで6万5,000人の人口ということ中で、おそらくこのファミリーサポートセンターが充実しているかどうかということも、ある程度外部からの評価につながるのではなからうかと思っております。2人、3人と産み育てる本当に頑張る若い方々もあります。そういう方々に保育所の送り迎えから始まって、病後の子供の看病まで、非常に幅広い分野があるかと思えます。そういう中でよそから転勤されて来る方々、南魚沼市に行けば安心してその子育てができるな、という検討では非常にそのことも、需要と供給のバランスということも、ただ今市長からお話いただきました。

しかしながら、この南魚沼市においても、30年、40年と保育士を経験されて非常にベテランな方々が定年退職されております。そういう方々のノウハウ・知恵をひとつ拝借して、できることならば場所なんてどこでもいいと思うんです、私は。六日町の駅前のところでもいいし、そういうことのピーアール、そういうものもどんどんしてやっていただければ、今後そういう需要も増えるかなと思っております。必ず1人でも2人でも、安心して南魚沼市に来ていただけると、こういう観点から私は市長に答弁を求めてきたわけでございますけれども。一生懸命ひとつ私どもも、地域の子育ての活性化のために、やはりこのアピールしていかなきゃならん、ピーアールしていかなきゃならん。おそらくこれはピーアールが足らな

いと思うんですね、新潟県自体が。この群馬県あるいは栃木県においては、非常にそのピーアールが豊富でございます。そういうことで非常にこれを活用されている方々が多いということを知っているわけでございますけれども、これもひとつ新潟県に取り入れていただいて、南魚沼市がその羨ましい市だと、行ってみたい市だというような実現に向けてお願いしたいと存じます。

それで子育て保険のことについてでございますけれども、これはまだ正直申し上げて今市長が答弁がありました、まだ構想が始まったばかりだと思います。しかしながら将来必ず、これは国全体でもって子育てを支援しなければならないというところに、もう的が絞られてきておりますので、税金の増額等々はもちろん承知ですけれども、皆さん市、国民全体がその痛みを分かち合って子供を育てる、育て上げるというその観点に立たなければ、先進国ドイツやああいうところとの格差が非常に出てくるというように考えておりますので、ひとつどうか研究をしていただきたいと思いますと思っております。所見があったらひとつ伺いしたいと思っております。

市長 「子育て支援」待ったなし

ファミリーサポートセンターにつきましては、必要性も認識をしております。ということで検討をとにかく進めようということですのでよろしく願いをいたします。ピーアール不足という面もありますので、もし実施をするということになりますと相当大々的にピーアールをしなければならぬというふうを考えております。

この育児保険制度は、私とすれば先ほど申し上げましたように、一日も早くこういう制度ができてくれればありがたいということであります。そういう実現に向けてまた我々も、それこそ市長会等を通して意見を申し上げていければと思っております。よろしくまたお願いいたします。

大久保栄一君 終わります。

議長 以上で5番、大久保栄一君の質問を終わります。

次に質問順位27番、議席番号27番・和田英夫君の質問を許します。

和田英夫君 それでは2点ほど質問をさせていただきます。

1 行財政運営について

はじめに行財政運営についてであります。合併の議論が始まって今日まで、市長のあるいは執行部の行財政についての考え方に違いが出ているのかなという気がしますので、その角度でちょっと質問をしてみたいわけであります。振り返ってみれば塩沢を含めた3町の合併協議、その時にその3町による合併の新市将来構想という資料を皆さんもらったと思うんですが、その中でもこの財政試算ということが出ております。そこでの話はすでにご承知のように説明として、合併した場合、形式収支は黒字基調で推移します。しかし、いろんな財政措置が終わる11年目以降は赤字に転じ、16年目後は合併しない場合と同じ状況にありますよ、というこれは新市将来構想の中にこういう資料が載っているんです。今度はいわゆる住民説明会の資料、これにも同じようなことが書いてあるわけでありまして、黒字基調の間

に市民と行政が共に知恵を出し合い、共同でこの行財政の効率化を進めなければならないそのための合併だと、こういうふうに。しかもその質疑の中に、これはいわゆる座談会の議論を取りまとめたわけでありましたが、この中に担当課なり私どももその説明会に出向いたわけでありまして。合併後10年間で経費を削減し財政基盤を確立しなければならないと。こういうことでいわゆる住民の賛同を得て合併に進んできたことは皆さんご承知のとおりであります。

そこで今度はこの3月に締結されました塩沢町と南魚沼市の合併協定書の中の財政計画はどういうふうになっているかということ、長期展望に立って財源の合理的な運用を図りながら健全な財政運営に努める。それはそのとおりです。その後、基本方針実現のための新市建設の根幹となる主要な事業が適切に行われるようにしたい。片一方で効率を図りながら片一方では主要なことはしなければならないと、こういうこと。別に間違っちゃいないんですよ。間違っちゃいないがそういうちょっとニュアンスが違ってきているんですね。

今度は市長の考え方。皆さんもご承知のように3月定例会とこの6月定例会で市長は、特にこの財政運営についてはこういうふうに言っているんですね。3月議会。市民生活福祉向上と生活関連基盤整備に積極的に取り組む姿勢で予算編成して、これは3月議会。この6月議会では市民の皆様が安心して過ごせる街づくりのために積極的に事業推進をしながら、もちろんその計上経費の抑制を図るが、的確な行財政運営に努めると、こういうふうに言われておるわけでありまして。

つまり私はこの市長の考え方というのは、地震によって災害にあわれた方々、いや災害復興、その辺を中心に市民を励ます意味でこのように言われていることで、これを別に私は非難しているわけじゃありません。ただ、いわゆるその大事業であった合併説明会の絡みのひとつの合併後10年が大事だ、というひとつの考え方の流れの中からは、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかということで、今回ここで質問をさせていただくわけでありまして。

そこで、ここにも通告でありますように、総務事務次官名でこの17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定した。これは後でまた説明をしますが、これは都道府県だけでなく各政令都市市長にあてられたものですが、都道府県におかれましては県内の市町村に対しても本通知を周知されますように、ということでこれはおそらく今議会のこの初日に助役さんだかが17年度中に財政のとか言ったその辺に関連しているのかなと思いますけれども、いずれにしてもこれも2回目でかなりまた質問させていただきますが、いわゆるその各自治体の行財政運営の効率化を進めるという新しい、ここに命により通知いたします、という非常にかなりそういったことで通知があるわけです。つまりこの南魚沼市、もちろん塩沢との合併を想定してもいいわけでありましてけれども、今までの合併説明会からきたこの財政運営のひとつのやり方と、この国、県からのこの今の通知とのかかわりですね。国、県のものはあくまでもちょっと参考のもので、それはまあ関係ないんだという程度なのか。ちょっとこの辺も含めて行財政についての考えを伺いたいと思うわけでありまして。

2 子育て親育てレインボープラン

次に子育て親育てレインボープランであります。これも大勢の同僚議員からいろいろな角度で質問があるわけでありまして、明日は全員協議会でこれが具体的な説明があるわけですので、ちょっと今日は基礎知識ということでもっと伺いたいと思うわけでありまして。私は3月議会でこの次世代育成支援法について市長に考えをただしたわけですが、その質問の中で、おそらくそのそれまであったエンゼルプランあるいは新エンゼルプラン等々を検証しながら、あるいはまたその考え方を見直しながら、いわゆる次世代育成推進行動計画について策定をしたのではないですか、というような質問をさせていただいたわけでありまして。その時はこのことについて確たる答弁がどうもなかったように私は記憶をしているわけでありまして。そこでここにあるようにエンゼルプランとの違い、あるいは特にこのレインボープラン、これは特徴的なものをどういうふうに市長が見ているか、その辺をちょっと伺いたいわけでありまして。

それからいわゆるその地域協議会、あるいは行動計画策定部会というのがあるわけでありまして、これは明日皆さんのところへ行く資料に出ているわけでありましてけれども、残念ながら現役の子育て中のお父さん、お母さん方が非常に委員に少ない。大和町時代のエンゼルプランの策定委員会は当時全員で17名でしたが、少ないながらも3名のいわゆるその保育所なり現役の方々が入ってございましたけれども、この今回の地域協議会では30名のうち探してみたら2人。その名簿を見ますと、いわゆる役人様。地域保健課長、教育長あるいは民生委員あと大半が校長先生もおられるわけでありまして保育園の園長さんもいるわけでありまして、大半がまあ市の関係課長、係長ということになっているわけでありまして。この関係でちょっと全国の自治体のホームページを開いて見てみたら、やっぱりその関係者が、プランは悪くないが生の声が活かされていない。お父さん、お母さん方の意見が反映されていないと、こういう声がある。なるほどやっぱりまあまあ言われてみれば、国、県の一つの指導要領でこの行動計画を作られるからやむをえない面もあるが、それにしても、この委員は市長が委嘱するわけですからこれは市長の考え方ですね。どういった考え方でこういう委員構成をしたか。同僚議員がいろいろ子育てを心配して提案なり提言をしているわけでありまして、なかなか役所の役人の机の上のプランという臭いもしないばかりでないわけでありまして、そういう面での委員構成についての考え方をお伺いをしたいわけでありまして。

最後にここに市長として、このプランについての評価ですね、評価。いやいいプランだというような評価をなされるのか、だいたいそうだと思いますけれども。それともう一つはせっかくのこういうプランですが、市民に対してのこのプランの広報ですね、広報。どういうふうに知らしめていくか。この辺をまず1回目伺っておきたいと思っております。

市長 和田議員の質問にお答えをいたします。

1 行財政運営について

この行財政運営について合併説明会の時と今 今ですかねこの実際17年度予算等を執行するにあたって、考え方にずれはないのか、というような最初のお尋ねであります。全

くずれはございません。合併の説明会の時に10年間でやっぱり財政基盤の確立といいますか、これに一番必要な年数であって試算によると、11年以降はちょっと赤字基調になるわけですから、この10年の間に財政基盤をきちんと確立しなければならない。これは当然のことです。今、予算編成をする際にも、当然そういう部分を考えながらやっているわけですが、これからちょっと触れますけれどもちょっと見通しが狂っているということ。狂っているというか前提がちょっと違って来たという、三位一体改革ですね。若干の違いが出てきておりますので、16、17年度、特に16年度は大幅なずれが生じたということだと思っております。後ほどその説明を申し上げます。

なお、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」これは3月19日付でまいりましたけれども、これはただ単に地方公共団体において引き続き行政改革に取り組むことと、また今まで行政が担ってきた行政サービスに対しても地域住民団体、NPO、企業等の多様な主体が担っていく仕組みへの再構築を促して欲しい、というそういう内容でありました。具体的には今度は事務事業の見直し、指定管理者制度をはじめとする民間委託の推進、定員管理や手当、給与の適正化等を計画し数値目標を公表しなさい、ということになります。

南魚沼市では2町合併、また10月に予定されております塩沢町との合併という大きなこの変革期の中で、この指針に沿った改革を実現していかなければならないというふうに考えております。先ほどちょっと触れましたけれども財政的には、合併の住民説明会后に、後にですね具体化をされた三位一体改革によりまして、補助金削減。補助金がこの削減あるいは一般財源化されたにもかかわらず、特に16年度でありますけれども交付税、臨時財政対策債、所得譲与税の合計は、実質的に大幅に減額されたという。まだ3兆円のうちの6,000億円が全然手付かずということになります。こういう厳しい状況であります。今、地方6団体あげて、このことをそういうことではなくて、ちゃんといわゆる税源移譲も早くきちんとしなさい、6,000億円の部分をはやくきちんと明示をしなさい、というそういうことも含めて今、国にそういうことを求めている最中でありまして。

ですのでこの安全、安心な街づくりだとか、そのために積極的な事業推進をするという、これはもう財政的に厳しい状況下にあってもやらなければならないことですので、そういう部分を強調したというふうにご理解をいただければと思っております。よろしく願いをいたします。特に方向が変わったということではないということをご理解いただきたいと思います。

2 子育て親育てレインボープラン

子育て、エンゼルプランとレインボープランについてのこの内容の相違でありますけれども、エンゼルプランは保育関係事業を中心に目標を掲げておりまして、計画的な整備に取り組むというもので、それから具体的な内容は、低年齢児の入所、延長保育の実施、待機児童ゼロ作戦、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、育児休業制度、それに伴う給付水準等、これらがエンゼルプランには具体的に盛り込まれた内容であります。次世代育成支援

行動計画は、これは今度は市町村及び都道府県に策定を義務付けたということです。それから盛り込むべき内容についても、現行児童育成計画の内容に加えて保育関係事業にとどまらず、地域における子育て支援や教育環境の整備、あるいは子育てと仕事の両立支援、それらを含めて幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るために策定されたということでありまして、若干、趣きが 考えというか目的の部分は同じなんでしょうけれども、それに対する手法が若干違っているということでもあります。で、これは法律に基づいて新たな計画として位置づけられるということでもあります。

2番の行動計画策定部会等に子育て中の委員が少ないが。確かに子育て中と言われると少ないわけではありますが、この就学前児童の保護者1,389人、それから小学校児童の保護者1,120人を無作為抽出いたしまして、次世代育成支援に関するニーズ調査を実施いたしました。これをもとに行動計画は作成されておりますので、子育て中のニーズそのものはある程度吸い上げているだろうと。ただ子育て中の委員が少ないということは、これはご指摘のとおりであります。どういうなんといえますか基準に基づいてと言いますか、意識に基づいてこの委員を選任したかといわれますと、ちょっと私もよく覚えておりません。16年に一応任命しておりますが、ただ原則といえますか、大本はですね、やはりこういうニーズを調査したわけでありまして、それをどう咀嚼していただくか、具体化していただくか、そういう部分でのことを勘案しながら、委員の皆さんをお願いしたという経過は自分でもこう覚えております。ですので、変な話ですけども、全くのこういうことに言い方は悪いですけども素人的な方よりは、ある程度そういう部分に若干でも経験のある方とか、今現在そういう立場にいらっしゃる方とか、そういう皆さん方を選定をしたというように自分でも記憶しております。

プランの評価と市民への広報。私、今の市政懇談会の中でこのことについてはすべて触れてきておりますし、全会場でお話しましたし、ダイジェスト版も配布してきました。その中で一言申し上げたことは、やはり官製といえますか、ここの議員の皆さんの顔ぶれを見ていただいてもおわかりのとおりでありますし、それからコンサルタントが入っております。一般の市民の皆さん方の、ニーズ調査はしましたがそうでない一般の市民の皆さん方の声が、若干活かされていないというか反映されていないおそれ、きらいがあります。ですのでどうか皆さん方からこの会場で子育て支援について、それぞれの自分の考え方、子育ての終わった方はこういうことで苦労をしたとかですね、こういうことをしてもらえればもっと助かったとか、そういうことをなんとか一人一言ぐらいずつお話していただきたいということで、全会場そうして回りましたが、あんまり発言はありませんでした。そんなことで若干その評価といたしましては、いい形にはできておりますが、やはり一般の皆さんが見て納得するにはちょっと堅いと。やっぱり役人的に作り上げたなということだとちょっと思っております。

広報につきましては市の広報誌に一応掲載しましたし、ホームページには全編載せてあります。関係者への配布も行いますし、窓口・公民館等に置いて広報をしているところであります。これからそれぞれの機会を捉えて皆さん方に理解を深めていただくということです。

先ほど申し上げました市政懇談会、730何人ですかその皆さん方にもこのダイジェスト版はほとんど配布をしたというふうに考えております。お話も全部しました。これからもそれぞれ広報に努めていきたいと思っておりますが、それぞれの議員の皆さんのご質問にお答えしたとおり、この子育て支援課を設置して、具体的な子育て支援策を何年こういうことをきちんとやる、その部分についてもまたこれから広報しなきゃなりませんので、あわせてそれらも一緒にやっていければというふうに考えております。以上であります。

和田英夫君 1 行財政運営について

この始めに財政問題ですが、市長は考え方にずれはないと。ただ、ずれはないし10年間でひとつ財政基盤を確立するということはそのとおりだが、いわゆる前提が崩れた。おそらくそれはいわゆる三位一体、国、県の考え方なり、地震災害ということだと私は思うんですが。それはそれとして、ここではそれが通るかもわかりませんが、合併という大事業を当時の町民、今の市民にお訴えしたのは、主たる要因は財政的に非常に困ってきているからだ、これを大きく。そうすると大和町の住民説明会で話をしてきましたし、資料も、住民説明会の資料も一連がそういうことになっているんですね。

そこで私はそれは前提が狂ったというのは、それはわかりますが、じゃあ一体その合併時の説明責任、あるいは、お話しが違うじゃないか、ということに対しての市としてのですね。いや国が変わったからしょうがないのだという、それはわかるがそれをじゃあどういうふうに市民に繋いでいくか。私はこれが大事だと思うんです。国が悪い、災害が悪い。だからそうだ、ということだけで片付けられないのではないかと思うわけであります。

次に「集中改革プラン」ですが、これも改めて言うまでもないわけですが、国から、おおざっぱに県は9項目、市町村は7項目を17年度より5年単位でやりなさいと。今言ったように昨日も出ていました指定管理者制度なり、PFI、第三セクター補助金制度。7項目くらいのを、これを具体的改革プランをいわゆる目標数値をわかりやすく示しながら、広報なりホームページで住民に示しなさいと。公表すること。こういうふうになっているわけでありまして、非常にこれはかなり主導性の強いものだと思うわけであります。市長も、市としてもこの指針に沿った改革をするという、今ほども答弁をしました。

つまり合併説明会の時には、まだこの指針はなかったわけですからね、なかった。だが前提が崩れた。しかも国から指針が来た。数値を表して、具体的にわかりやすく市民に公表しなさいと。こういうことになるとまあまあおそらく助役を筆頭に何かやっておられるようではありますが、この辺が非常に私は大事だと思うんです。合併がなければ国、県の指導に沿っていわゆるその行政改革をやればいい、あるいはそれを国県に報告し、市民にお見せすればいいわけですけど。そこを市長がどういうふうに考えているか。合併の時の考えと変わっていないんだ、ずれはないのだと。しかしこういった片一方では、いや国の指針に沿って改革をすると言うんでしょう。

私はそういう面では、例えばその10年という数字が合併時出てきていたが、今、先ほど市長が言ったように三位一体改革あるいは災害復興ということで2年延びたと。だから2年

は2年でいいんですよ。10年で話をしたが12年だと。しかし12年のうちの責任を持って、じゃあ前半の6年なり、後半の6年でもいいですよ。そこでやはり、あの当時のあいうわかりやすい資料を作りながら、南魚沼市としての行財政プランというものをですね、これは県にも責任を持ってあげなければならないわけですから。あげるわけですから、もっとそのわかりやすいものを市民にお知らせするという、私は責任がここへ出てきたと思うんです。ここで私はそれを1点。ずれが出たら、ずれが出た理由と、それから県の指導の指針とのかかわりの、市の行財政運営の方策。これをひとつ私は市民に示すべきだと思うんです。

2 子育て親育てレインボープラン

それからレインボープランの関係でありますけれども、これは同僚議員がいろいろ発言をされていて特にということなんですが。市長は、このことについては市としての一番大事な柱だと。いわゆるすべての面を考えて取り組むと。こういうふうに再三言っておられるわけがあります。その姿勢を私は評価するわけがあります。この今回の行動計画の中に、次世代育成支援推進法の19条で、指定事業主行動計画というのがあるんです。昨日、一昨日もそれが出ておったんです。確かに今のところ300人以上の従業員を持つ民間会社だと。しかしこの指定事業主行動計画というのは、国、地方公共団体　まあこれは県もそうですし、市町村もです。国、地方公共団体　及び従業員300人を超える民間企業。この皆さんは子育て支援の行動計画、特にその角度で計画を立てなさい、と義務付けられたんです。義務付けられた。今、私どもに示されているのはそれじゃないんですね。これはいわゆる一般的な計画なんです。

今度のこの法律の中の19条では、もちろん新潟県も、県のホームページで県としてのいわゆるその子育て支援の計画をたててあります。他の自治体も　これは明日の協議会でまた詳しく説明があると思うんですが、他の自治体も　いわゆる今示されたレインボープランと自治体独自のプランというものを作っている自治体が、まあまあホームページで結構出ているんです。助役さん、なんかこの地域協議会の座長、会長ですが、わが南魚沼市はこの19条のこのいわゆる自治体として、自治体職員が自ら率先してのこの子育て支援策。この計画はどういうことになっているか、これを。

それでいわゆるその委員の数が少ないと。それで地域協議会委員ですが、これも非常にまあ合併という絡みがあったからやむを得ないが、実は合併後、この地域協議会委員会が1回交代しているんですよ。合併後から3月31日までに交代している。これはある程度はやむを得ないが、したがって私は、ともするとこのメンバーでいわゆる専門部会というのがあって、4つの部会で、これはおそらく関係職員ですけれども、かなりこの職員の皆さんが、そのアンケート調査をもとにしながら作ったのが、地域協議会にあがって議論があったかないかそれはまあわかりませんが、そういう面では先ほど市長が言ったようにちょっとお堅くなっているという雰囲気はある。これはまあしょうがないですよ。ひとつの合併というひとつの現象の中でしょうがありませんが。そういう面では、大変残念であったと思う

わけであります。この今の地域協議会はすでにこの3月31日で任期が切れているんですよ、この今のこれは。新しく何か作るというようなこともどこかに出ていたやに見ているわけですけども。もし、まだそのその後の委員ができてなかったとするなら、私は今度はできたプランを実効あげるようにしなきゃならんわけですから、半分くらいはひとつ現場の皆さんというか、現役の息を吹きかければお腹がぼくんとするような皆さんから、ひとつ入っていただいて機運を盛り上げるというようなことも、私は大事だと思うんですよ、私は大事だと思う。

さてそこでプランに対しての評価ということで、まあまあ一応市長も答弁をされておったわけでありまして、なかなか突然にたまに市長が来るということで、センターに寄って座談会に臨んで、子育て支援どう思いますかと言ったって、なかなか突然にそんなに期待しているほどの発言があったかないかちょっとわかりませんが、それはちょっとまあ無理だと。そういうことで民意を反映したいという、その市長の意気込みはわかりますよ。

そこで私は3月議会に、このいわゆる子育て支援法の関係で、結婚対策と不妊対策で市長に質問をした経過があります。市長も結婚対策で、今までやってきてなかなか効果が上がらないが、民間の活力をどうですかと言ったら、市長もいやそれらも検討に値するという言い方をしたんですね。しかしあの時はもうすでにこの行動計画はできていたわけですから、この計画に反映されないのはやむを得ないが、市長がそういう意向ということになると、ここに並んでいる関係課長はその市長の意向を反映して検討をされていたと思うんです。ひとつそこはひとつ市長がわからなかった、いわゆる結婚対策で民間活力ということについて。それは良いことだと市長が言ったわけだから、どなたか関係課長どういうふうにその後取り組んでいるかちょっと。

それからもう一つその・・・いやいや笑いごとじゃないんですよ。この結婚対策と不妊対策。不妊というのは子供を産みたくてもできないから不妊なんですよ。お嫁さんが欲しいけどもらえないんだと。これを手をつけないで、言うなれば種籾と苗代の用意をしないで、さて春作業だといってコンバインやトラクターや田植え機を買っているようなものですよ、これは。種蒔きもしない、苗代も作らないで、それでやや発芽力の悪い、塩水選をしないとそういうきらいがあるわけで。いやこれは大事なことです。こんなのは関係課長が得意の保育所なり、幼稚園なり、あるいは医療なり、それはそれで私は評価しているんです。この一番難しいところを、手を加えなければ効果が上がらないということで、あえてお訴えをするわけであります。

そこで最後にその確かにこの市のホームページに出ています。そこでですね、出ていますが、このホームページを私は見ましたが、そのホームページにこれが全部出ているんですね、これが。これじゃあ、ちらちらと見てやめました。そこで、せっかくダイジェスト版を作っているんですから。この簡単なのをまず出して、そして自分が関心のあるところをクリックしたらぱっと出る。クリックしたら今度はこの専門的なものが出てくる、こんなの当たり前。今は民間は全部やっているんですよ。ところがこれを開けてみるら、非常にページはあるが。

そのページをクリックしたらそれがぱっと出ればいいんです。そうでないですよ。見ようと思ったら全部だーっと一緒になって出る。工夫が足りない。ということで。まだ時間はあ
る、時間は。

市長 再質問に答弁申し上げます。

1 行財政運営について

1点目のこの行財政運営ということであります。今ですね、新たな指針の策定ということ
できましたこの7項目。これは議員もご承知だと思いますけれども、全部あの合併の時と同
じですよ、これは。事務事業の再編・整理・廃止等、当然ですよ合併すればこれは。それ
から民間委託等の推進、これは指定職管理者制度がまあちょっと新しいといえますか来年か
ら入りますので、ですが当然のことです。それから定員管理の適正化、これだっても
う合併の最たるものであります。手当の総点検をはじめとする給与の適正化、これももう
同じであります。これはですから新たなこの指針がきたから、全く合併をする時の説明と違
った方向にいつている、なんてことは全くありません。7番目の第三セクターの見直しも同
じです。経費節減等の財政効果。これはまあみんなそうですね。

ですから先ほどから申し上げておりますように、この基本的な方向というのは全く変わっ
ているというわけではありませんが、議員おっしゃったように災害もちょっとありました。
それから三位一体改革の影響もありました。私どものところは特にこの17年度予算は塩沢
町さんが10月に編入で入ってくるというその前提のもとでやっているものですから、新た
なそのいわゆる新市建設計画に基づく事業というのは一切まだ手がついていません。そこら
がちょっと今年の特徴的なところでありますけれども。それから18年度から結局その方向が
きちんと始まるということであります。

そしてその特に定数管理ですね、定数管理といえますか職員の削減をしていくという部分
が、この10年間の中で非常に大きな作業になるわけですし、財源涵養になる部分でありま
すので。ただじゃあそれだけやって、なんでもしないで10年間金積んでおけばいいかとそ
ういうわけにはいかないわけですから、そのためにも皆さんにも新市建設計画があると、こ
うしていかなきゃならんと、それを申し上げておるわけです。ですからその財政のバランス
をとりながら、10年間の中でその新市建設計画をどの程度達成ができるか。100パーセ
ント達成とは常に言っておりませんでした。この建設計画は担保されたものではないとい
うことだけは申し上げてきたわけですが、財政とのバランスの中でやはりきちんとした
事業を実施していくと。市民の皆さん方に夢と希望をという言葉だけを与えて、後は失望に
終わった、なんていうことだけは絶対ないようにやっていかなければならないと思っていま
すし。基本的なところは全く変わっておりませんので、若干のそのずれが出たという1年2
年のですね、その点は議員もおっしゃったとおりでありますのでご理解いただきたいと思
います。

2 子育て親育てレインボープラン

そのレインボープラン。今、次世代育成支援対策推進法に基づいて指定事業主ですか、そ

の部分で入って、わが市もこのレインボープランと銘打って、なんでしたか、これは子育て親育てでしたか、レインボープランという部分を作ったわけですね。これが私どものところのその行動計画であります。（「それに伴う19条の行動計画は」の声あり）そっちのことでですね。それは今これから、もう一つの19条の伴う行動計画については、助役の方から答弁をいたしますが、私のほうで今申し上げるのは、その法に則ってその部分ができ上がったと。今度はこれとでも100パーセント全部実施ができるかどうかなんてわかりませんし、いや必要ないというのものもあるかもわかりません。これを今度は私たちが咀嚼をしながら子育て支援課を設置していく中で、具体的に行動に移していこうということでもありますのでよろしくお願いたします。

結婚対策というのがありますが、民間活力、これはですね、今まで広域連合でふるさと創成資金の利子を活用してやっていたパーティーがあったわけですね。これはやっぱりまたそういうとあれですけども、結局行政がやっていたもんですから、なかなか数も集まらないし効果が上がらなかったということで、去年本当はロータリークラブ　ロータリークラブも毎年同じことをやっていた。それからJAさんもやっていたということ。ロータリークラブと、ちょっとこう意見を交換し合いながら一緒にやろうやという話になっていたわけですが、去年はちょっと都合で遅れましてできなくなりました。去年はまあ地震もありましたし。ロータリークラブの年度は7月からなんだそうです。で、今年また秋の頃に行政、いわゆる広域連合の部分と、民間ロータリークラブの皆さん、それからあとはJAさん等も含めた知恵を出し合っただけで、お見合いパーティーにするのか何にするのかこれはまだわかりませんが、結婚推進対策をやっていこうということでもあります。

他に民間での新聞広告等にも出ております、いわゆる結婚の斡旋の会社とかそういうところには、まだ私どもも全く話は一切しておりません。今、職員の中からもこの結婚対策として市のホームページを上手く活用したらどうだと、そういう意見もありますので、これらもこう考えながら、市のそこへクリックすれば例えば理想とする相手が、こういう人がいるとかですね、そういう部分が市としてできるのかどうか、これも検討していこうというふうに思っております。

民活についての私の考え方はそういうことでもあります。それは実施をいたしました。不妊対策につきましても、これは子育て支援、少子化対策の中で、不妊治療にも相当な金額が必要という部分もありますので、どういう対応をすればいいのか、またできるのか総合的に考えさしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

助　　役　　2　　子育て親育てレインボープラン

それではレインボープランに伴う南魚沼市が事業主としての行動計画ですが、これは作っております。それで南魚沼市長と議会議長それから農業委員長それから教育委員会、連盟で公表するということになっております。内容につきましてはこれは平成17年4月1日から22年の3月31日までの5ヶ年を、おおむね第1期として考えているわけですが、内容につきましては細かいのはちょっと省きますが、妊娠中及び出産後における配慮。これはま

あいろいろあるわけです。その他に子供の出生時における父親の休暇の取得の促進。それから育児休業等取得しやすい環境の整備。それから超過勤務の縮減と。それからもう1つ休暇の取得の促進。ということを5つに分けて内容を記載してあります。以上です。(「ホームページは」の声あり)。

市長 2 子育て親育てレインボープラン

失礼しました。そういう載せ方であったそうでありますので、もうちょっと工夫をするように今後気をつけますのでよろしくお願いいたします。

和田英夫君 1 行財政運営について

財政の関係ですが、確かに合併後のいわゆるその財政基盤の確立の方向と、国の指針はもちろんそんなに違っちゃなんわけでありまして。それは私もわかります。わかりますが、そこでその国の指針もさっき言ったように、わかりやすく数値を市民、住民にそのプランを示しなさいと指導しているんです。だとすれば、確かにいろんな要素で10年と思ったらちょっと延びると。これは私もわかる理解するが、それを含めて国県にあげるだけではなくて市民にも、さらにそれをわかりやすいかたちで。実は10年だったものが12年になったと、13年になったと。それはそれでいいがそういうのをきちんと5年単位なり6年単位でも結構だがそこで、この期間はこういうことでの基盤を確立する。方法はこうだと。これはやはりその広報で、まさに言ったようにそれはホームページでも結構ですけども、これやっぱり知らしめるという責任が私はあると思うんですね。

2 子育て親育てレインボープラン

それから子育て支援の関係ですが、いわゆるその19条に示された特定事業主の関係、作ってあってこれじゃないでしょ、これじゃないでしょ。作ったのねこれはおかしいですよ。市民、あんた方はこれでおおいにやりなさいと。私どもの自治体が事業主のは、内っこでまあやりますから。これじゃあおかしい。議会は執行部なり行政側のチェック機関なんですからね。どういう資料。それは確かにこれほどの厚いものでなくてもダイジェスト版でも結構ですし、それはだいたいおおまかなことでもいいが、なんでこれを示して自分たちの隠すとはこれはどういうことだ。公表しないということは。すでに他の自治体は全部それを公表しているんです。県もやっている。県は教育委員会だかなんかの連盟で出しているんですね。私はこの自治体の皆さんも率先してこういう事態だから頑張ってくださいと、当然のことだ。それを作っているが皆さんには見せないというのは、これはいかがなものかと。

これはあれですか、市長。昨日、一昨日の質問でこの子育て支援は、すべての面を考えて取り組むと言っているんです、すべての面を。ただ時間的にどうだか知りませんが、私はこの厚いプランをみて確かにここには、結婚、出産を促す視点とかはあるですよ。ところがこれ具体的な計画というところを見るとほとんど結婚いわゆる出産対策というのは、今の現状。5年後も現状、今の現状、第3子、第4子のこれは。だから意欲が見られない。この厚い本の中には結婚対策について意欲は見られない。しかも県議会の担当委員会でもやっぱりちょっと見たら、結婚対策もそうだし、今その食生活が 環境でいわゆる不妊対策が深

刻だということで、これについて県議会で議論があるんですね、ある。私も3月議会で大事なことだと。どの程度担当課長、その県の不妊対策。3月にそう言うてあるのでかなり調べてあると思うんですね。あるんですよ実は、応援体制が、県レベルで。担当課長もちろん調べていると思いますので。

それからこのレインボープランの市のホームページを改善、改良するということですからそれはそれでいいわけですが、市長。さっきちょっと言ったわけですが、その問題点もあるが、そのせっかくだからそのレインボープランのどこかにやっぱり、いろいろ問題もあるが、例えば結婚相談コーナーだとか、あるいは不妊にお悩みの方、ここをちょっとクリックしてくださいと。こういうことでその子育て支援の、それこそ一体的な対策をもって、市民に知らしめる、あるいは市の姿勢を見せるという、こういうが私は大事だと思うんです。せっかくそこにホームページがあるんですから。

財政問題と今のことで。じゃあそういうことで。

市長 1 行財政運営について

1 番目のこの財政といいますかこの問題、当然市民になんて公表しますよ、間違いなく。はい。我々はこういうふうにと。合併の時だっずっとやっているわけですから、その部分と大きなかい離が出たとすれば、またそれ用の説明を加えながらやりますし。それは当然、これはもう市民に公表することは最低の条件だと思っております。すべて公表させていただきます。

2 子育て親育てレインボープラン

レインボープランの件ですが、明日、この次世代育成支援行動計画を説明しようというところですね。それで、・・・(「それはこっちの話だ」の声あり)いやいや、それを明日説明する。それに基づいて市としてはこういうことを作っているわけですが、今、説明がなかったから議会軽視だとか、隠しているなんてことだけはありませぬので。説明は適時いたしますが、そんな意図は全くございません。(「できたら一緒に」の声あり)

その元、その元をきちんと皆さん方に説明申し上げて、その後こういうことでありますという説明を申し上げるといふつもりでありますので、ちょっと何と申しますか、隠しているとか説明しない気だとかなんてことだけはひとつお考えにならないようお願いしたいと思います。

あとは、不妊治療は担当課長がどうしているかというのはちょっと後で答えます。それでいいわけですね。はいじゃあ課長お願いします。

保健課長 2 子育て親育てレインボープラン

3月時点は不勉強で誠に申しわけございませんでした。新潟県におきましては、不妊治療につきまして10万円、年10万円を限度として補助をしております、2年間で確か限度だったかと思っております。もう1つ柱としましては相談業務をやっておりまして、今度出るのか先月でしたか、六日町病院の須藤先生が保健所で予約制でございますが、希望者に相談に応じるということで、広報でピーアールをしておるところでございます。

それで実際のところ確か、私も今、資料がなくてあれなんです、通常の何か顕微授精ですか等が、30万円くらいかかるところが1回10万円くらいの補助、というように聞いております。要は1つは不妊治療はお金の問題。確かに保険がききませんし費用がかかるという点でお金の問題。その面につきましては新潟県においてそういう助成をしていると。もう一つはこれは私見ですけれども、私の周りでもそういう人がいますが、なんといいですか非常にそういうのを拒否するというか、意識の問題ですよね。その2つがあるなというのが個人的には考えておるところです。以上です。

議長 以上で27番、和田英夫君の質問を終わります。

議長 お疲れのようですので、お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。明日の本会議は午後1時から当議事堂で開きます。

(午後4時11分)